

詳細版

# 森林経営管理法の改正について

令和8年1月

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

※ 本資料の内容は、政省令・通知等で定めるべく、検討中の内容を含んでいます。  
今後の検討状況次第で、その内容に変更が生ずることはあり得ますので、その旨ご注意ください。

## 【森林経営管理法の一部改正関係】

### 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1)集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2)適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3)協議の場(法第45条)
- (4)集約化構想の作成(法第43条)
- (5)集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6)権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

### 2. 市町村事務負担の軽減

- (1)共有林の権利設定に係る同意要件の緩和(法第4条第5項(法第51条第5項第3号))
- (2)共有者不明森林等に権利設定をする場合の特例手続の緩和
- (3)「経営管理支援法人」制度の創設(法第57条～第61条)

(はじめに)  
森林経営管理制度の意義

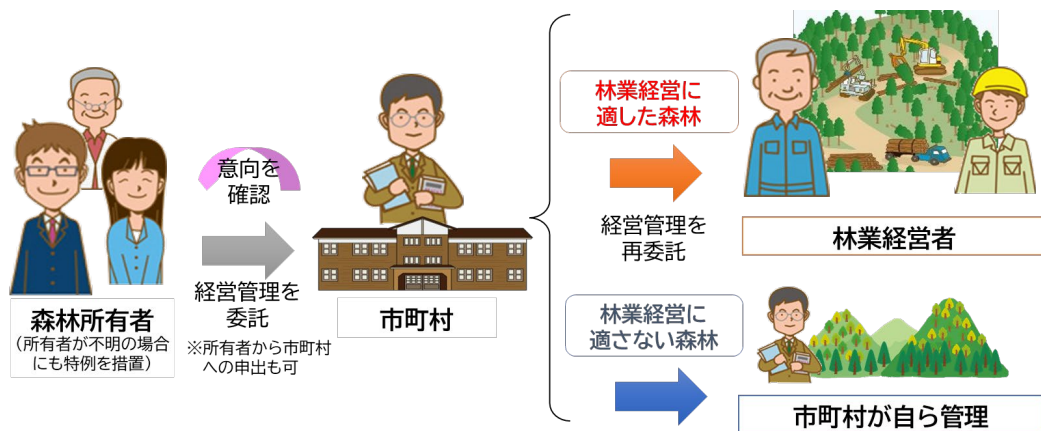
- **集積・集約化されていない森林の中には、長期間に至る材価の低迷等により、森林所有者の方々における森林経営への関心が低下するなどし、将来にわたって、必要な経営管理が行われず、森林の有する多面的機能が十分に発揮できないおそれがあるものがあります。**
- これらの森林について、**経営管理の実施体制を構築することが、喫緊の課題**です。
- 課題解決のためには、集積・集約化が図られていない森林について、
  - ① **林業経営に適したもの**については、**林業経営体**により、長期的安定的に、適切な林業経営を行っていただけるよう、**集積・集約化**を図ること
  - ② **林業経営に適さないもの**については、そのうち森林の公益的機能の発揮の観点から**必要なものについて、公的管理を行うこと**が必要であり、市町村を中心にこれを進める**森林経営管理制度**を平成31年にスタートしました。

## ■ 持続的な森林の経営管理

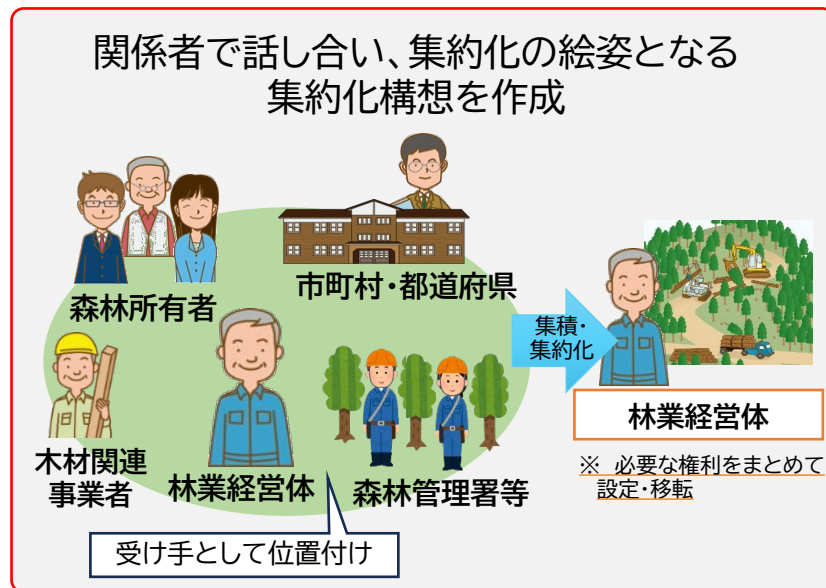


- 令和7年5月に、森林経営管理法を改正し、特に「**林業経営に適した森林**」に係る集積・集約化を迅速に進められるよう、「**集約化構想**」制度を新設するとともに、**制度全般について、市町村の皆さんが取り組みやすくなるよう手当て**をしました。
- 各地域において、今後、**中長期にわたって、林業的に利用していく森林を見極め**、
  - 将来に渡って、その森林を、**誰が、どのようにまとめて、効率的に管理していくか**、
  - 効率的に管理していくため、**路網整備をはじめ、どのような条件整備が必要か**などについて、市町村、都道府県、林業経営体、木材関連事業者をはじめ、地域の関係者が一体となって話し合ひましょう。
- 森林は、**地域にとっての財産**です。  
地域の森林の有する公益的機能を守りつつ、林業、木材産業を、育て、大きくしていくことにより、これまで育ててきた森林資源を、**着実に、将来世代に引き継いでい**きましょう。

## ■ 森林経営管理制度の概要



## ■ 新たな仕組み:集約化構想制度の新設

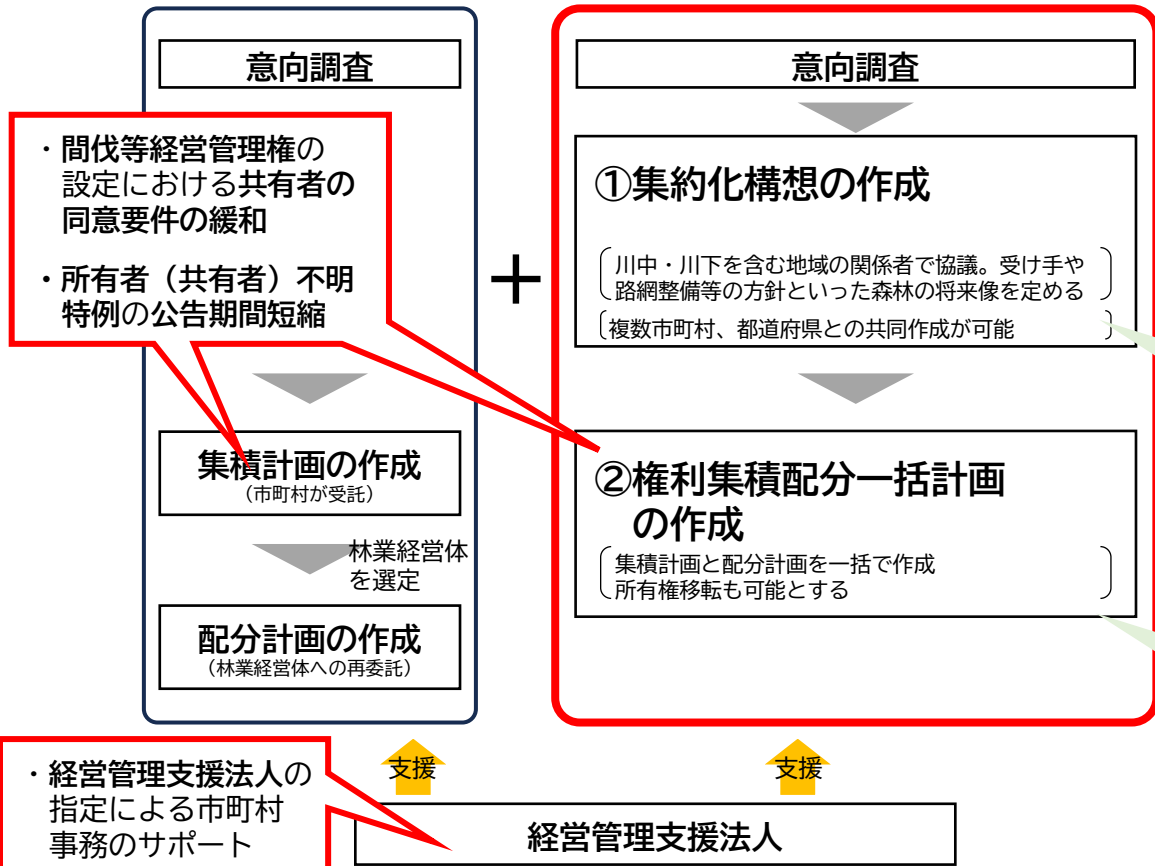


## ■ 市町村の事務負担の軽減

- 森林経営計画（森林法）に加え、市町村が主体となる森林経営管理制度も活用し、集積・集約化を図ってきたところ、今般、特に林業経営に適した森林を中心に効率的に経営管理を集積・集約化できるよう、**集約化構想と一括計画の仕組み**を森林経営管理制度に新たに措置しました。
- また、森林経営管理制度に係る市町村の事務負担の軽減を図るため、**間伐等経営管理権（間伐（木材の販売を含む）、保育を経営管理の内容とする経営管理権）**の設定における共有者の同意要件の緩和、**経営管理支援法人制度の創設**等を措置しました。

【現行の仕組み】

【新たな仕組み】



- ・ 市町村は、単独又は都道府県等と共同で、林業経営体、森林所有者、川中・川下の事業者等の関係者の協議を実施。経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）として、**集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」**を作成。
- ・ 「集約化構想」の作成について、林業経営体からの申出も可能。

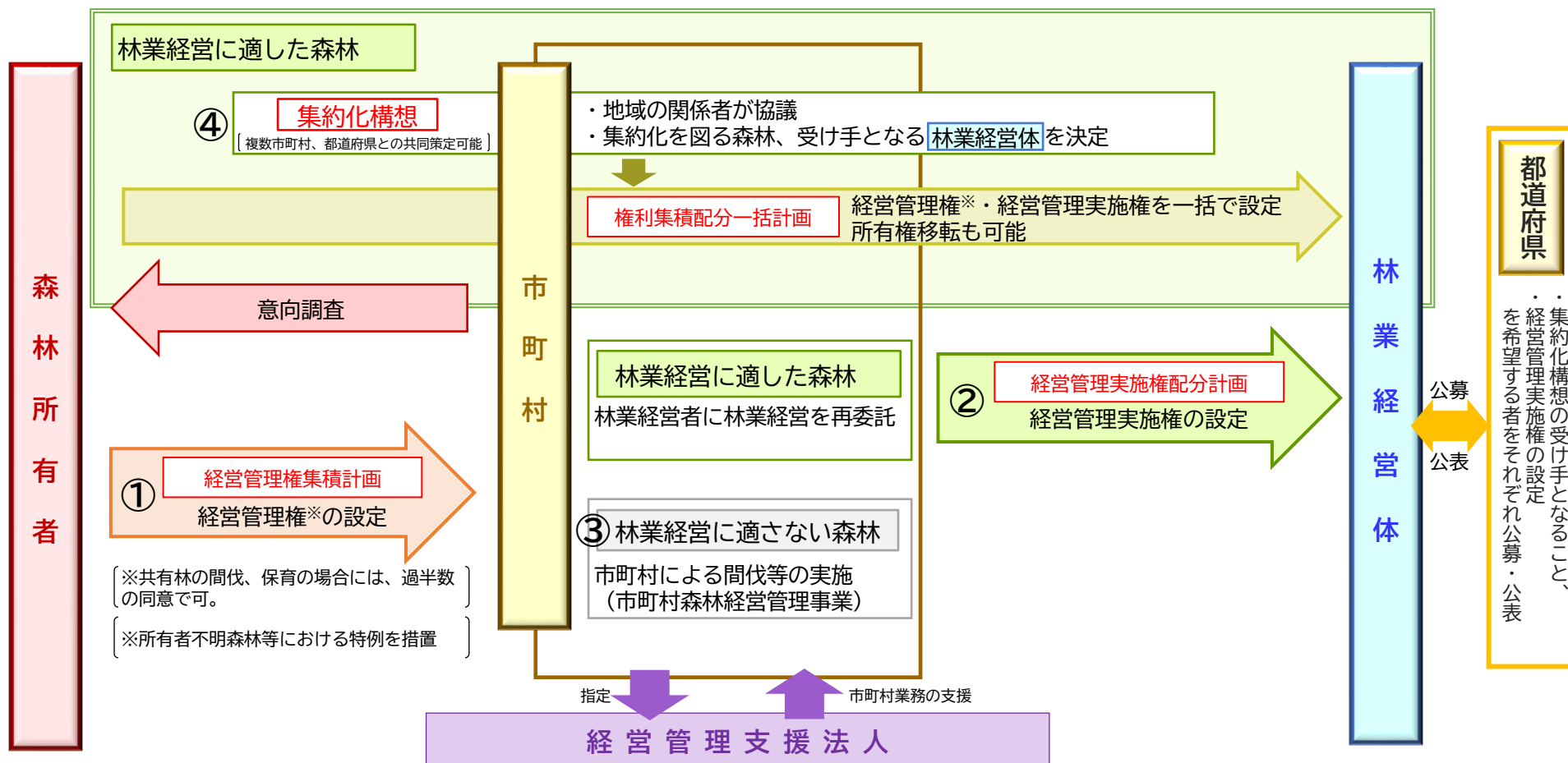
**効果**

- ①受け手と定められた林業経営体への関係権利者に係る情報提供を可能に。受け手は、その情報も活用し、主体的に森林所有者の同意取得に向け働きかけ。
- ②林道の開設・改良や森林の境界の明確化に資する措置に関する特例を措置。
- ③市町村は、特例を活用した路網整備や境界明確化が可能となるほか、当初の段階で受け手となる林業経営体が定められるため、効果的・効率的な制度推進が可能。

・ 「集約化構想」の実現に向け、「**権利集積配分一括計画**」を作成し、**所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である森林所有者から受け手に迅速に設定・移転可能に。**

**効果** 権利集積配分一括計画とすることで、迅速・簡便な権利設定を可能に。

- ① 森林所有者自らが森林の経営管理をできない場合に、意向調査に基づき、市町村が森林の経営管理の委託を受ける。
- ② 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託。
- ③ 林業経営に適していない森林は、市町村が管理を実施。
- ④ また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行う仕組みも措置。



## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

## 2. 市町村事務負担の軽減

- (1) 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和(法第4条第5項(法第51条第5項第3号))
- (2) 共有者不明森林等に権利設定をする場合の特例手続の緩和
- (3) 「経営管理支援法人」制度の創設(法第57条～第61条)

# 集約化構想の作成・実行までの流れ

都道府県：各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表  
【公表された者＝適合事業者】

## 協議の実施

① 協議を実施する「地域」の選定

② 意向調査の実施

③ 協議の実施に向けた準備

(関連情報の整理、実施日時や地域の公表、幅広い地域の関係者への呼びかけ)

④ 協議の実施

⑤ 協議の結果をとりまとめ

⑥ 協議の結果を踏まえ、  
集約化構想(地図を含む)の案を作成

## 集約化構想の作成

⑦ 集約化構想の案について、  
地域内の適合事業者・協議の参加者の意見照会

⑧ 集約化構想の案の公告(縦覧2週間)

⑨ 集約化構想の作成・公告

⑩ 集約化構想を実現するための実行  
(権利集積配分一括計画の作成等)

市町村(都道府県や他の市町村との共同実施も可能)

各市町村  
で実施

# 集約化構想、権利集積配分一括計画のイメージ

## ■ 集約化構想

地域の関係者による話し合いを経て、経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」を作成します。

### 集約化構想

令和8年〇月 〇〇町

#### 【一体経営管理森林の区域】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班全域 ■ha

#### 【経営管理の方針】

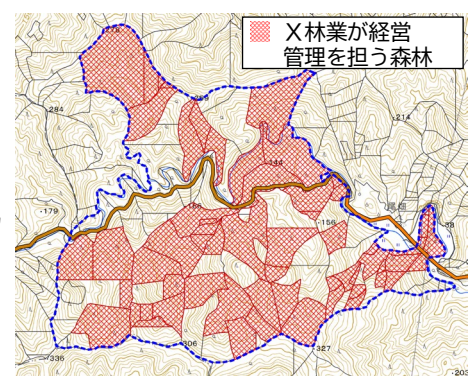
路網から近い緩傾斜地は、主伐、再造林を中心に循環利用  
条件が悪い森林は間伐を中心に実施し、針広混交林化を図る

#### 【方針達成のための目標】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班のうち◆ha について、  
X林業株式会社が経営管理を担う  
(実施権の設定、所有権移転等)

#### 【必要な条件整備の方針】

- ・路網整備（作業道）
- ・受け手に個人情報を提供し、町と連携して同意取得
- ・地籍調査未了箇所は境界明確化
- ・所有者不明森林等は特例活用
- ・再造林後にはシカ防護柵設置
- ・〇△製材所と協定締結



## ■ 権利集積配分一括計画

経営管理実施権と経営管理権をセットで設定します。

※ 権利集積配分一括計画によらずとも、あっせん等により、森林所有者と事業者が直接、委託契約を結ぶことも可能。

### 権利集積配分一括計画

経営管理実施権者：X林業

#### 【経営管理実施権】

〇〇町に経営管理権を、X林業に経営管理実施権を設定する。

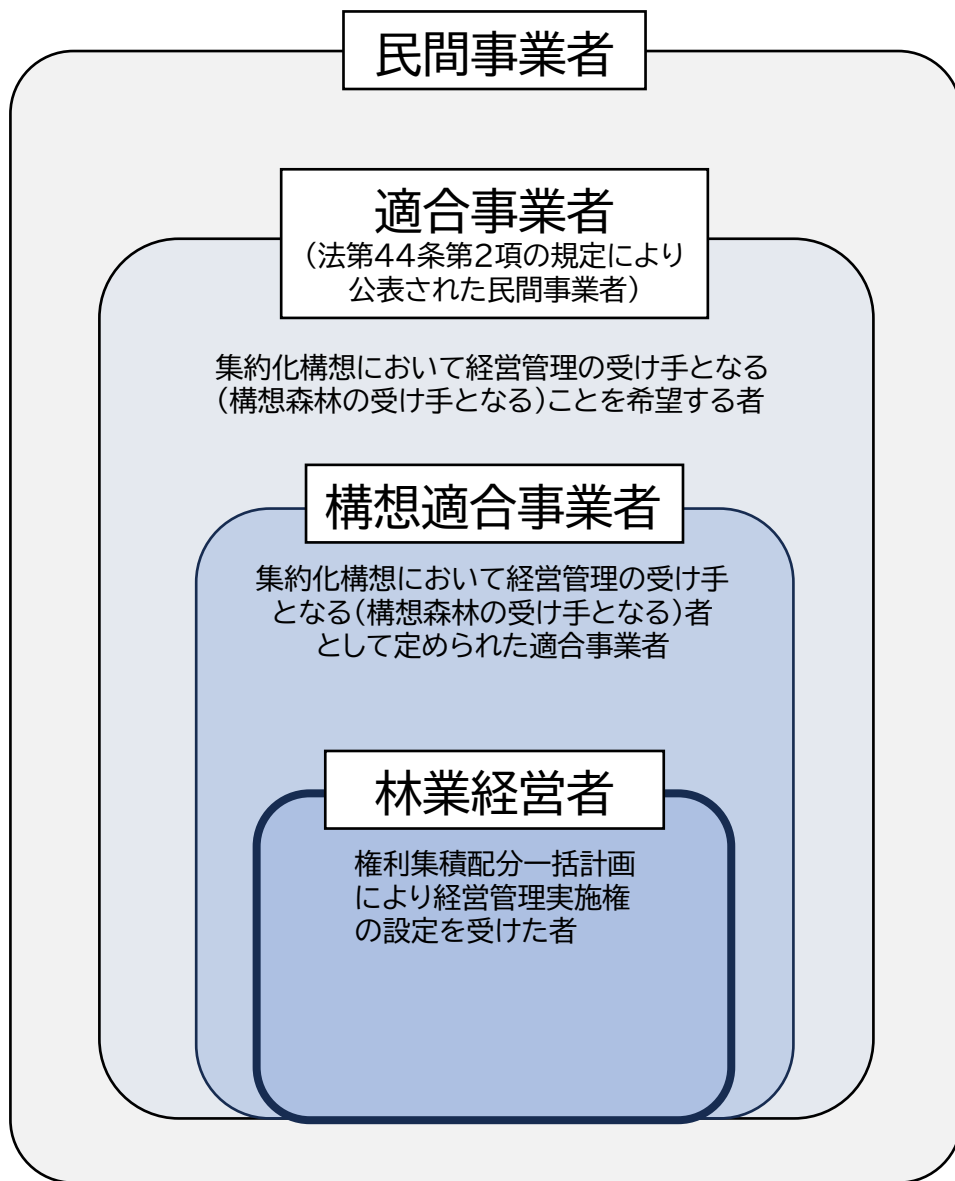
森林	面積	存続期間	経営管理の内容	森林所有者
A 1	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 1
A 2	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 2
A 3	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 3
A 4	〇ha	△年	搬出間伐	何某 4
A 5	〇ha	△年	搬出間伐	何某 5

#### 【所有権】

あわせて、以下の森林について、X林業に所有権を移転する

森林	面積	利用目的	経営管理の内容	森林所有者
A 6	〇ha	森林経営	主伐・再造林	何某 6

令和8年〇月 〇〇町

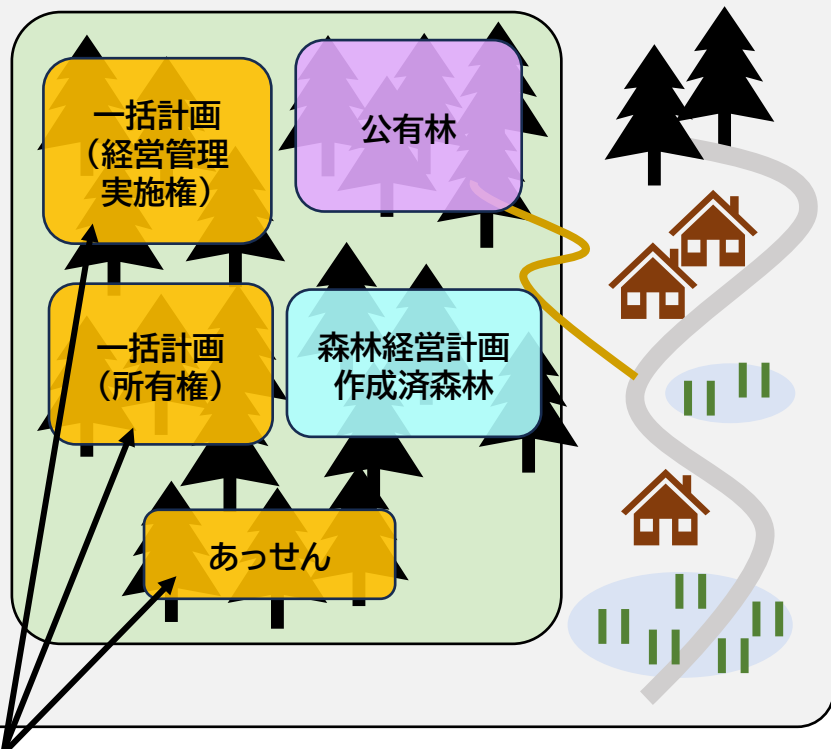


民間事業者	定義
適合事業者 (法第42条第2項) (法第44条第2項)	集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められた一体経営管理森林の区域内の森林(構想森林)について経営管理を行うことを希望する民間事業者 ※ 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表。
構想適合事業者(受け手) (法第43条第3項第2号) (定義は法第46条)	集約化構想において構想森林の受け手と定められた林業経営体
林業経営者 (法第52条第2項の規定によりみなして適用する法第37条第4項)	経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者(受け手)

※林業経営体、林業事業体…一般には使用されるが、森林経営管理法上の位置づけはない。

地域

一体経営管理森林の区域



構想森林

- 一括計画(経営管理実施権)
- 一括計画(所有権)
- あっせん

権利集積配分一括計画により経営管理(実施)権を設定する森林(一括計画対象森林)  
 権利集積配分一括計画により所有権を移転する森林  
 受け手(構想適合事業者)にあっせん等を行う森林

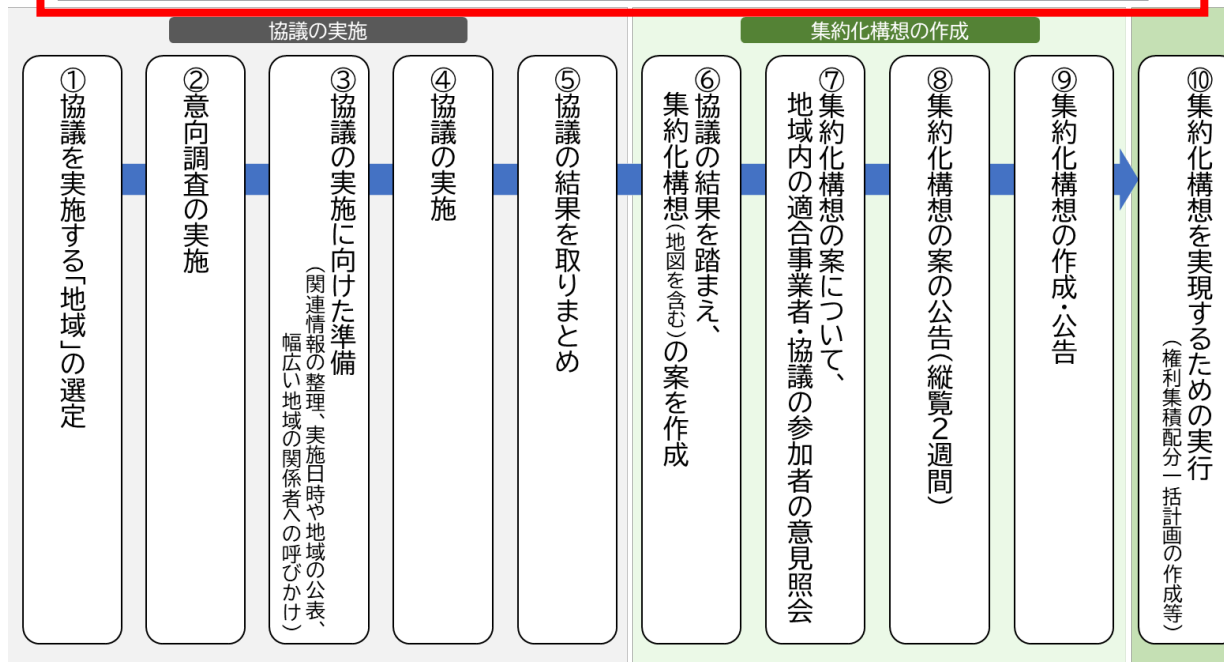
エリア	定義
地域 (法第45条第1項(法第43条第1項))	集約化構想の作成に向けて、協議を行う地域 (大字、旧小学校区単位など) ※ 協議の結果、集約化構想を定める場合の作成単位。
一体経営管理森林の区域 (法第43条第2項第1号)	自然的・経済的・社会的諸条件その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当であると認められる森林の区域 (一体的な管理をすることで、路網整備等の条件整備を通じ、効率的な経営管理が可能となりまとまりの森林(いわゆる「団地」)) ※ 公有林や森林経営計画作成済みの森林が一部に含まれ得るが、国有林は含まれない。
構想森林 (法第43条第3項第1号) (定義は第46条)	経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林 (一体経営管理森林の区域内で、林業経営体に対し、経営管理に必要な権利を設定・移転する必要があるそれぞれの森林 ※ 「その他の措置」とは、構想適合事業者(受け手)へのあっせん等。
権利集積配分一括計画により構想適合事業者(受け手)に権利設定・移転する森林	一括計画対象森林+権利集積配分一括計画により所有権を移転する構想森林
一括計画対象森林 (法第51条第2項第1号イ)	市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林 (構想適合事業者(受け手)が経営管理実施権の設定を受ける森林)
権利集積配分一括計画により所有権を移転する構想森林 (法第51条第4項関係)	構想適合事業者(受け手)に所有権移転する構想森林

# 目次（森林経営管理法の改正関係）

## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

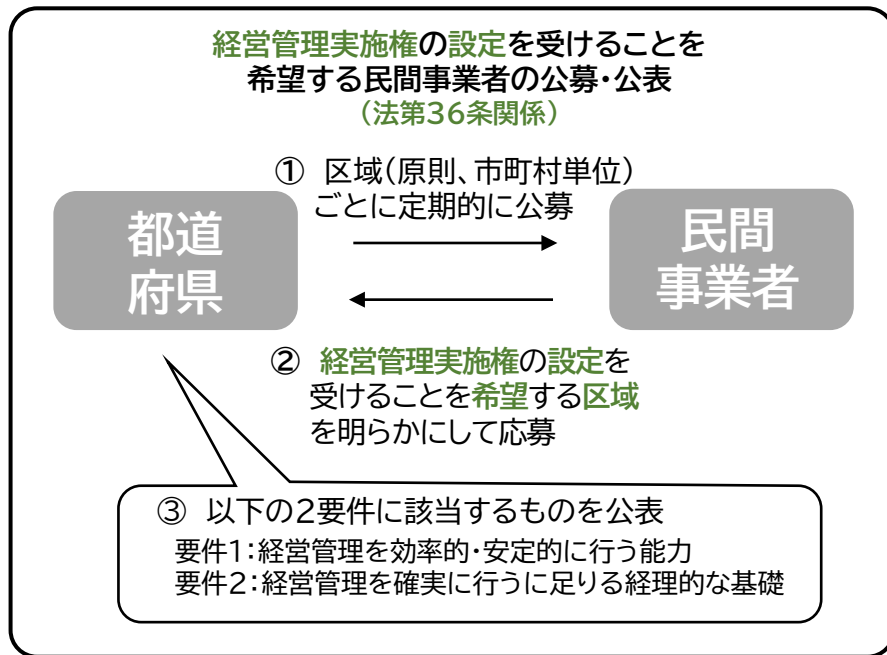
- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

都道府県:各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表  
【公表された者＝適合事業者】

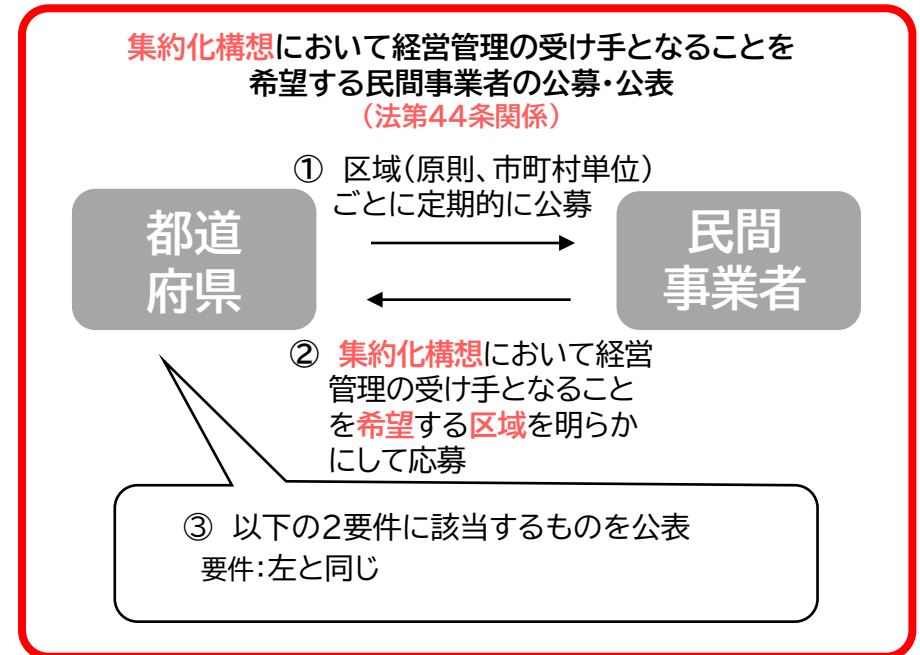


# 適合事業者の公募・公表

- 今般の法改正では、現行の法第36条により公表される民間事業者（経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営体）の公募・公表制度に加えて、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体（適合事業者）の公募・公表制度を新設しました。
- 両者は、公表要件は共通していますが、制度上、別の仕組みとして措置しています。このため、仮に現行の仕組みで公表されていたとしても、集約化構想の受け手として位置付けられるためには、「適合事業者」としても、公表されている必要があります。



+



## 【留意点】

- ・ 改正法施行後、2つの公表制度が併存。  
※ なお、要件は同一のため、一括して公募・公表手続の実施を可能とするよう運用するとともに、いずれかの仕組みで公表されている林業経営体が他方に位置付けられることを望んだ場合に簡易な手続で可能とできる運用としています。

## (参考) 適合事業者等の条文 (法第36条、第44条)

(民間事業者の選定等)

- 第三十六条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。
- 2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。
    - 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
    - 二 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。
  - 3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、前条第二項第一号に規定する民間事業者を、前項の規定により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。
  - 4 都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るように努めるものとする。

第四十二条 (略)

- 2 この章において「適合事業者」とは、第四十四条第二項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者をいう。

(民間事業者の公募及び公表)

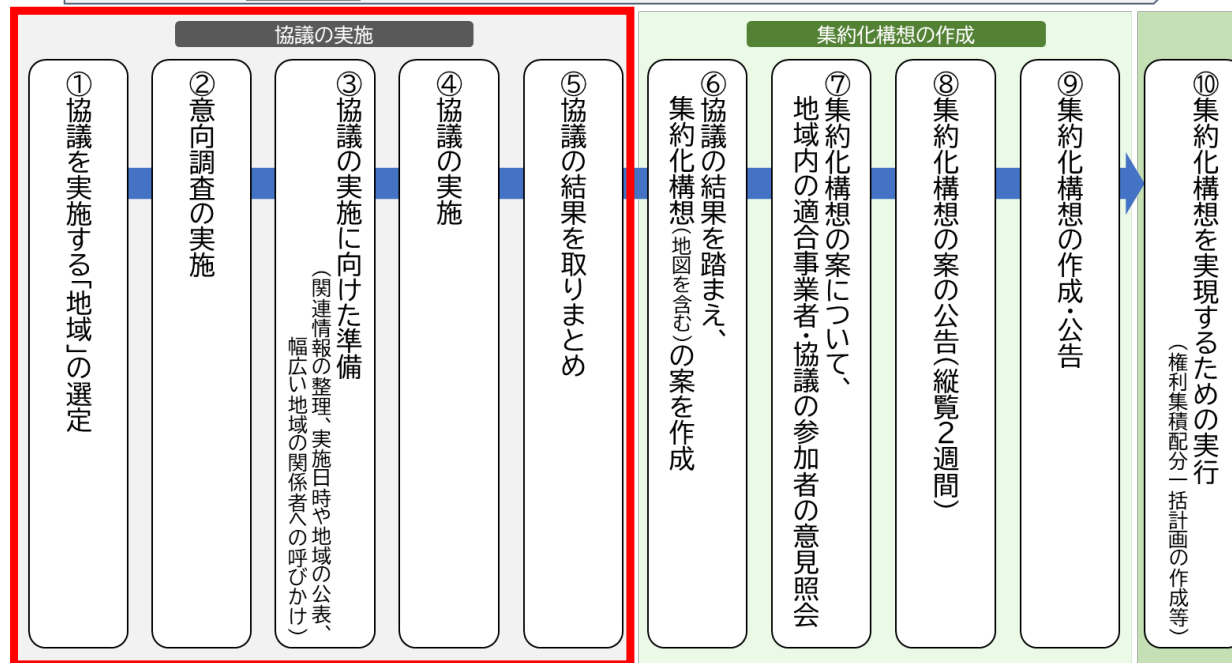
- 第四十四条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域（第五十条第一項において「公募区域」という。）ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。
- 2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。
    - 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
    - 二 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

# 目次（森林経営管理法の改正関係）

## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)**
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

都道府県：各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表  
【公表された者＝適合事業者】



# 協議の実施手順（法第45条）

- 「**集約化構想**」は、**地域の関係者が連携して、林業経営体への集積・集約化に取り組めるよう、その対象森林（団地候補）や受け手、必要な路網整備等の内容など、目指すべき「将来像」を定めるものです。**
  - このため、**その作成の前提として、地域の関係者で話し合い（協議）をしていただくことにしています。**どの地域で集約化構想制度に取り組むかを決めた上で、話し合いをするメンバーの選定、話し合いの円滑化に必要な情報収集・整理等を行った上で、集約化構想に定める必要のある事項について、話し合いの結果を取りまとめてください。
- ※ なお、集約化構想の取組は任意です。また、集約化構想の作成に取り組む場合でも、市町村内全ての森林について集約化構想を作成する必要はありません。

## ■ 協議の実施手順

### ① 協議の実施地域の選定

「集約化構想」制度に取り組む場合、その対象となる地域を選定しましょう。今後、中長期にわたって、林業的に利用していく森林を見極め、今後林業経営体に集積・集約化を進めようとする地域を選定してください。

### ② 森林所有者への意向調査の実施

協議をする際、森林所有者の意向は重要な情報となります。このため、協議の実施地域が決まったら、その地域内の森林所有者に対する意向調査を実施します。

### ③ 適合事業者・地域の関係者のリストアップ・声掛け

適合事業者や地域の関係者をリストアップし、協議の実施に向けた調整をします。

### ④ 協議の参加者に提供する情報を整理

森林簿や林地台帳、経営計画の認定に係る情報、レーザ測量の解析データ、境界確定の情報など、市町村等が保有するデータのうち、協議に資する情報を整理。②の意向調査の結果と合わせて、協議に提供できるよう準備。

### ⑤ 協議の実施日時・実施地域の公表等

ホームページなどで開催日時・場所を案内します。

### ⑥ 協議の実施・取りまとめ

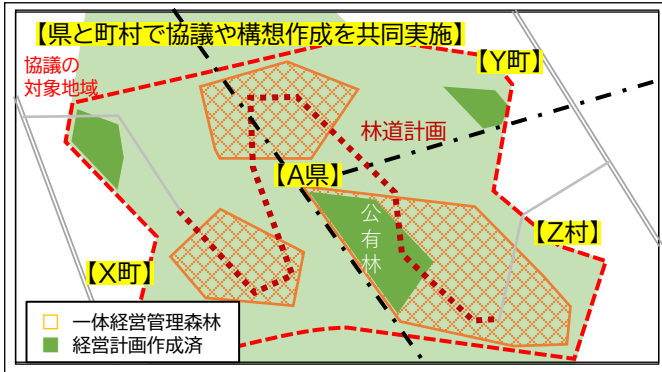
協議を実施し、集約化構想の作成に必要な事項について取りまとめます。

# 都道府県や他の市町村との共同実施

- 協議の実施や集約化構想の作成は、都道府県や他の市町村と共同で行うことが可能です。
- 都道府県においては、その専門的な知見や、広域的な視点を活かし、林道整備や木材流通に係る調整等、地域林業が抱える課題解決につなげることや、体制が不十分な市町村のサポートをすること等を目的に、共同実施に取り組んでいただくことを想定しています。
- また、現行制度でも、複数市町村で共同で事務局を設置して取り組む例があり、このような場合などで、複数市町村での共同実施に取り組んでいただくことを想定しています。 ※ 以降のスライドにおいて、「市町村等」とは、単独市町村で実施する場合と都道府県や他の市町村との共同実施の場合の総称です。

## ■ 都道府県の出先機関の林務担当を中心に、管内の市町村の状況をよく把握し、積極的に共同実施を働きかけ、集積・集約化を加速化

① 林道整備や木材流通に係る調整等を複数の市町村と共同で取り組む



② 体制が不十分な市町村を、都道府県が積極的にサポート



「公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構」  
森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。

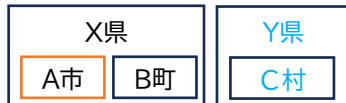
## ■ 複数の市町村が共同して、制度の推進事務局を設置している例

集約化構想においても、同様に、複数市町村が連携して実施可能。



「秩父地域森林林業活性化協議会 集約化推進室」  
(埼玉県秩父地域)  
森林経営管理制度全般の実務を担当。

## ■ 共同作成のパターン【X県A市から見て共同作成の可否】



- ① ○ A市+B町、A市+C村(他都道府県管内でも、市町村同士なら共同作成可能)
- ② ○ A市+X県、A市+B町+X県(市町村と県は、1対1でも複数対1でも共同作成可能)
- ③ ○ A市+C村+X県+Y県(他都道府県管内の市町村が共同作成者であれば、その市町村が属する都道府県と共同作成可能)
- ④ ○ A市+C村+X県(片方の市町村が属する都道府県のみが共同作成主体に入ることも可能)
- ⑤ × A市+Y県、A市+X県+Y県(他都道府県管内の市町村が共同作成主体に入っていないのに、他都道府県との共同作成は不可)

## (参考) 協議の場の条文 (法第45条)

(協議の場の設置等)

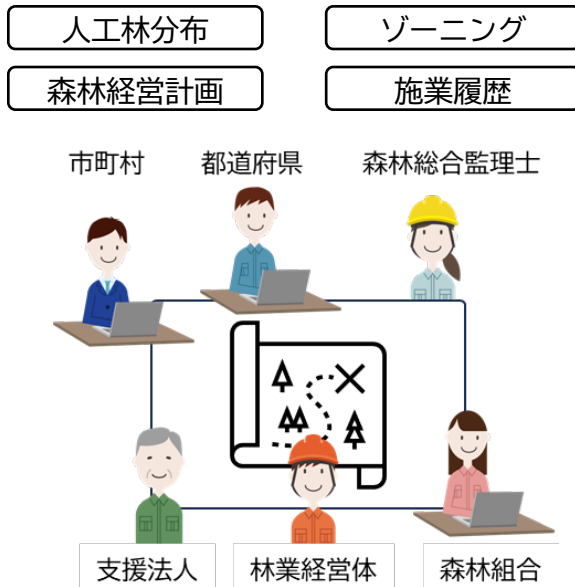
第四十五条 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者(木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。)その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

- 2 集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域(当該市町村の区域内のものに限る。)内の森林の森林所有者(第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。)に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。
- 3 市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

# ① 協議対象地域の選定（法第45条第1項）

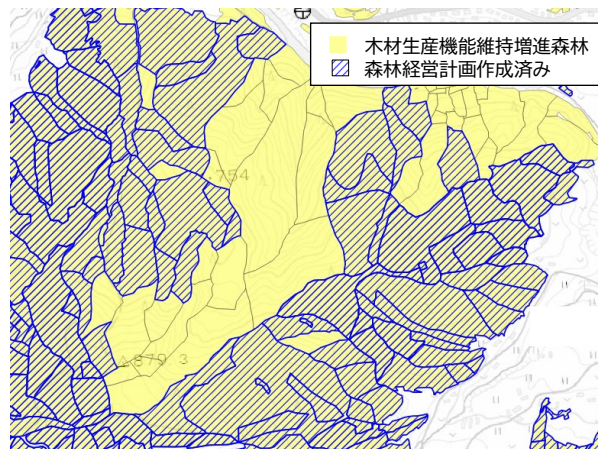
- 集約化構想の前提となる協議の対象となる地域は、市町村森林整備計画や地域での森林・林業の状況等をもとに、林業経営体や都道府県等と連携し、**森林の集積・集約化を進める必要性・可能性が高いエリアを選定してください。**
- 「地域」の単位については、**大字単位、小学校区単位、小流域単位など、地域の実情に応じて、関係者との話し合いが円滑に実施可能な範囲において決めていただくことを想定しています。**
- 具体的な選定方法としては、例えば、**都道府県や森林総合監理士等の協力も得つつ、市町村森林整備計画のゾーニングや、森林簿などの森林資源情報や施業履歴等を踏まえて選定することが考えられます。**

- ✓ 協議対象地域の選定に当たっては、森林・林業に関する情報を踏まえ選定
- ✓ また、都道府県や林業経営体等の関係者に意見を求めることも有効



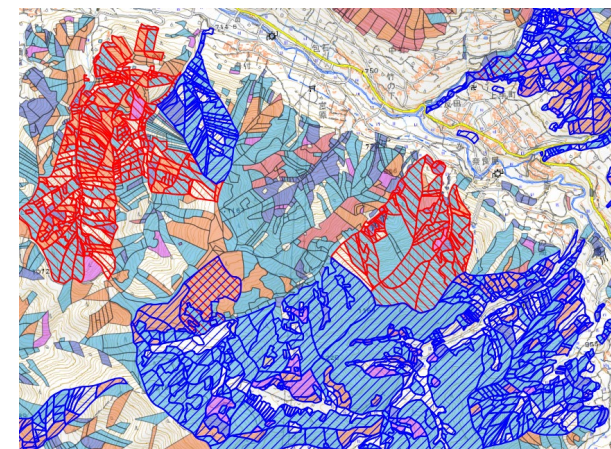
## ■ 協議対象地域の選定例1

市町村森林整備計画で「木材生産機能維持増進森林」として定められている区域を抽出した上で、森林経営計画未作成の区域を抽出し、協議対象地域の案を整理。



## ■ 協議対象地域の選定例2

地域の森林の資源状況、集約化の取組状況(森林経営計画、特定間伐等促進計画、独自事業による集約化施業の実施状況)、施業履歴を調査、整理し、協議対象地域の案を整理。



# ① 協議対象地域の選定（法第45条第1項・法第50条）

- また、適合事業者から、集約化構想の候補地について申出（法第50条：詳細は後述）を得ることや、過年度に実施した意向調査の結果を活用することにより、協議の対象地域を選定することも考えられます。

## ■ 協議対象地域の選定例3

- ✓ B町では、集約化構想の検討に当たり、市内で経営管理実施権の設定を希望する事業者から申出を受け、協議対象地域の案を整理。

集約化構想作成申出書

年 月 日

B町長 殿

申出者

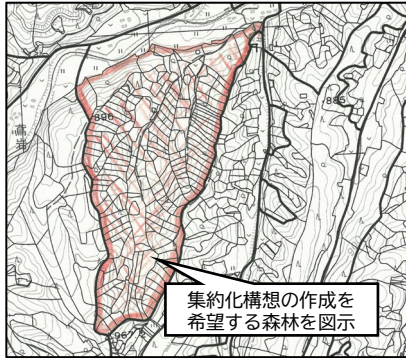
集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

1 申出者  
氏名・名称 何某  
住所・所在 何某

2 構想の作成を希望する森林  
B町大字D 43林班  
別添地図の森林

3 その他参考となるべき事項

集約化構想の作成を希望する森林  
(位置図)

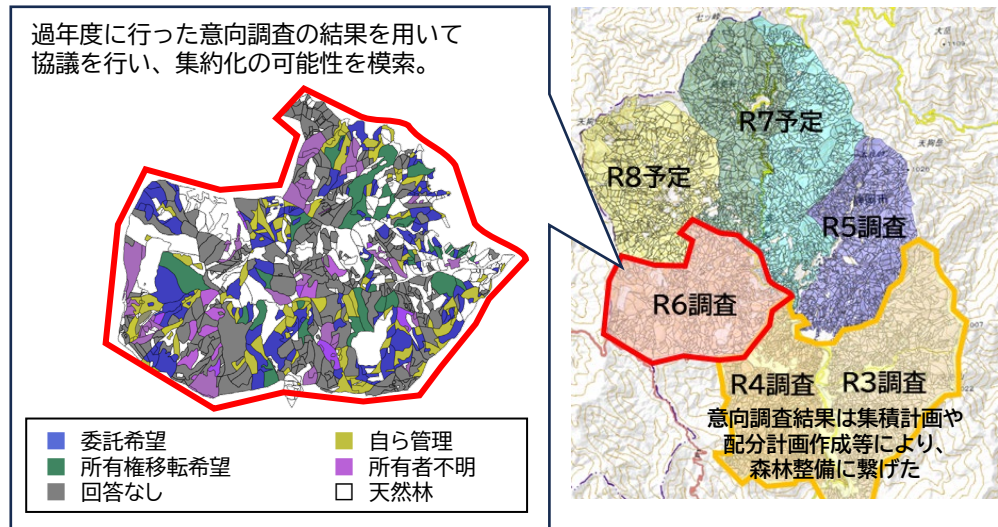


集約化構想の作成を希望する森林を図示

<集約化構想作成の申出のイメージ>

## ■ 協議対象地域の選定例4

- ✓ C市では、森林経営管理制度創設後に旧市町村ごとに分け、エリアごとに順次意向調査を実施。その調査結果を活用しながら、協議対象地域の案を整理。



## ② 意向調査の実施（法第45条第2項）

- 意向調査は、協議において、集約化を図ろうとする森林を検討するため重要な資料です。
- 意向調査の設問数や様式の考え方は、これまで実施いただいていた意向調査と基本的には同様のものを想定していますが、今般の法改正で権利集積配分一括計画で所有権移転もできるようになったことを踏まえ、所有権に係る意向（森林の売却又は寄付等）についても聞き取ることが望ましいと考えています。
- また、地域内の森林すべてについて意向調査を実施する必要は必ずしもなく、集約化構想の作成に必要なかつ適当な範囲で実施いただくことを想定しています。ただし、取りこぼしが生じないよう、幅広く実施することが望ましいと考えています。
- 既に現行制度により意向調査が実施済みの場合、その結果を活用し、改めて意向調査を実施しないことも可能です。
- なお、意向調査結果については、
  - ①（氏名等は削除した上で、意向を地図に表示するなどにより）協議の参加者に提供すること
  - ② 集約化構想作成後、構想適合事業者（受け手）に（氏名等を含めた）個人情報を提供すること
 があります。これらは、制度上、本人同意なく実施可能なよう措置していますが、このようなことがあることは、調査票に明示するなど、個人情報への配慮をすることが望ましいです。

### 意向調査対象森林の選定

- 集約化構想の作成に必要なかつ適当な範囲で、意向調査対象森林を選定。

### 意向調査の実施

- 意向調査では、①経営管理の現況、②経営管理の見通し、③その他参考となるべき事項について、森林所有者の意向を把握。
- 調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。集落説明会や広報等の活用により、制度の周知も合わせて行うことが望ましい。

### 意向調査の結果の整理

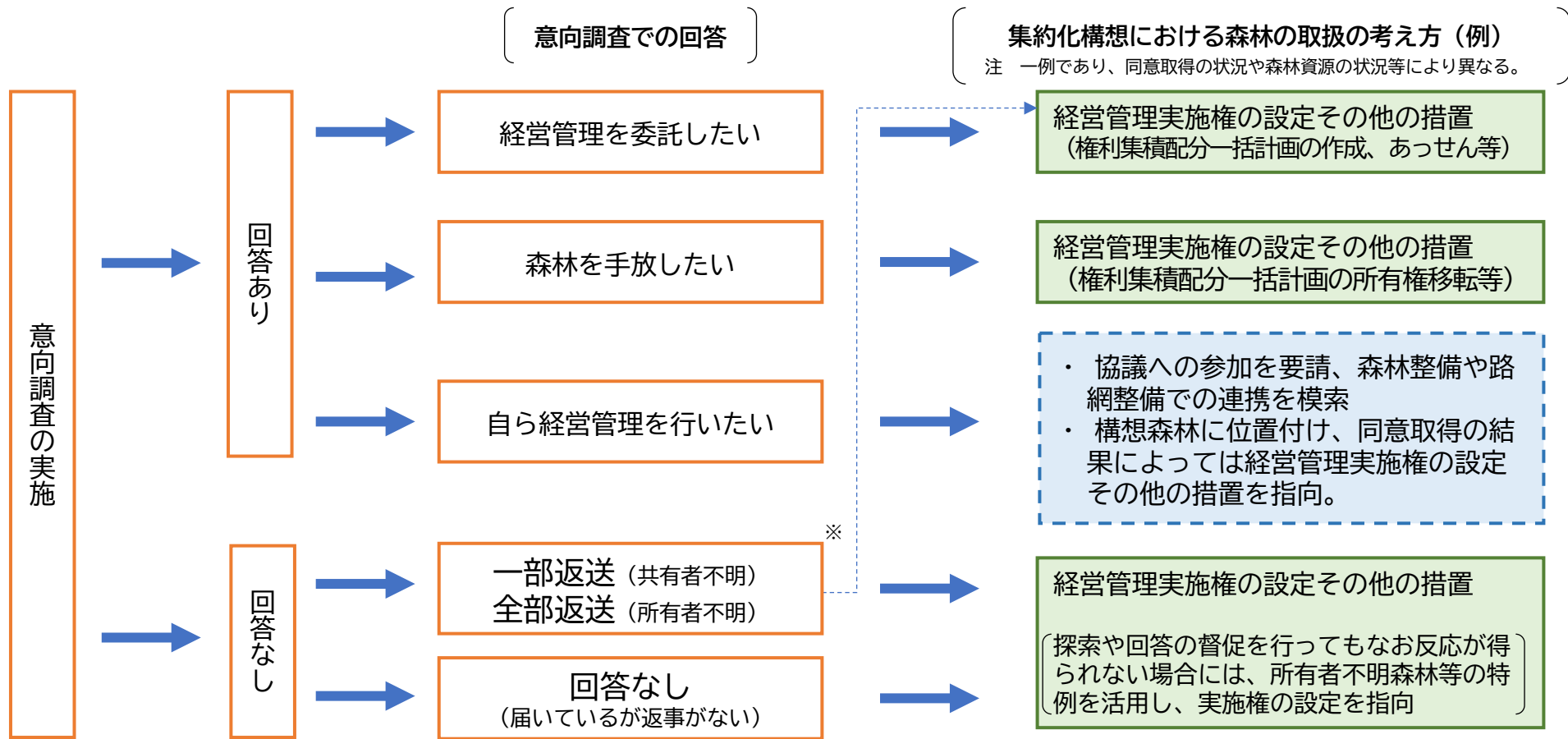
- 地図上に意向調査結果を整理（協議で活用）

### 意向調査の実施事項（想定）

- 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況
  - ・現在の管理や手入れの状況
  - ・過去に行った管理や手入れの状況（施業履歴の有無の確認） など
- 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し
  - ・自ら経営管理（又は既に委託）している
  - ・市町村への委託を希望
  - ・林業経営体へ委託（市町村への委託を通じたものを含む）を希望
  - ・森林の売却又は寄付を希望 など
- 3 その他参考となるべき事項
  - ・森林の所有者かどうか
  - ・ほかに権利者がいるか（地上権（分収契約）、使用貸借権、抵当権）
  - ・共有林か否か（相続の発生、売買の有無等）
  - ・森林の場所、境界の把握有無 など

② 意向調査の実施（法第45条第2項）（意向調査結果に応じた取扱いの考え方）

➤ 意向調査を実施したら、その回答を整理しましょう。その回答の有無・内容によって、下記のようなイメージで、集約化構想における当該森林の取扱いの方向性を検討しましょう。



※ 間伐（間伐に伴う木材の販売を含む）、保育を内容とする経営管理権の場合には、過半数の同意で権利集積配分一括計画の作成が可能。

### ③ 協議の参加者（地域の関係者）の選定等（法第45条第1項）

- 協議には、**作成主体の「市町村」と受け手となる「適合事業者」（1経営体以上）が必ず参加する**必要があります。
- また、集約化構想は、地域の関係者の連携によって集積・集約化を進めるためのものであるため、**地域で利害関係のある方や、権利設定や路網整備、木材供給など連携することでより効果が発揮できる方などに、幅広く参加していただくことが望ましい**と考えています。
- 下記例を参考に、必須参加者に加えて、**地域の実情等に応じた適切な地域の関係者をリストアップし、協議への参加を呼びかけましょう。**
- なお、集約化構想の作成においては、公平性の担保の観点から、**適合事業者（公募・公表において当該地域を希望地域としていた者に限る。）の全て及び協議の参加者に意見照会**を行うほか、**公告・縦覧手続を行うこと**としています。**このことを踏まえて、参加者の検討をすることが重要です。**

#### ■ 協議の参加者と役割の例

必須

##### 市町村

- ・協議の事前準備、進行、取りまとめ
- ・意向調査の実施・結果の整理、森林に関する情報の提供

##### 適合事業者（対象地域で活動を希望している者）

- ・施業内容や採算性、路網整備など集約化の可能性の検討
- ・受け手となるか否かの表明

##### 都道府県

- ・市町村との集約化構想の共同作成による積極的支援
- ・森林総合監理士等による専門的見地からの助言、支援
  - ・協議の運営に係る市町村のサポート
  - ・森林に関する情報の提供

##### 森林所有者（※全員が参加する必要は無い）

- ・地域の森林づくりに関する意見・要望等 【地域の代表者等】

##### 森林の経営管理を行っている主体

- ・森林施業や路網整備等での連携の検討、技術的支援等
  - 【森林管理署（国有林）】
  - 【都道府県、市町村、森林整備センター（公有林・分収林）】
  - 【森林組合、経営管理を行っている森林所有者（自ら経営管理する意向の者を含む）】

##### 木材関連事業者（製材事業者、工務店等）

- ・川中、川下における木材の需要動向の共有
- ・協定締結等による安定供給の可能性の検討

##### 経営管理支援法人等

- ・専門的知見を踏まえた意見
- ・事務局（市町村から委託を受けた場合）

##### その他

- ・地域の森林づくりに関する意見等
  - 【民間の森林総合監理士、学識経験者、市民団体等】

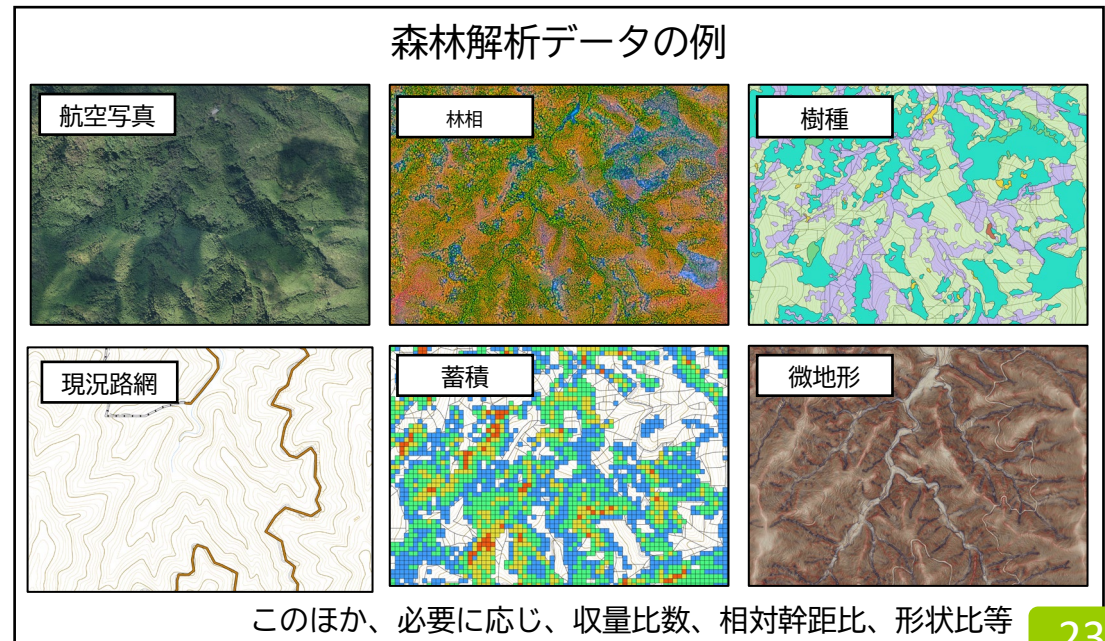
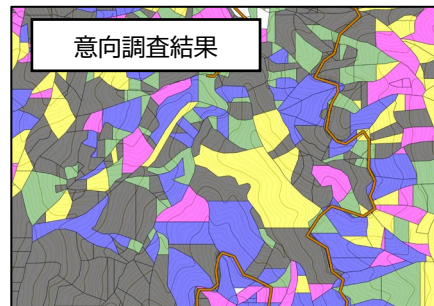
## ④ 協議の参加者に提供する情報（法第45条第3項）

- 集約化構想では、集積・集約化を図る森林（団地候補）や、必要な路網整備等の条件整備の内容を定めるため、話し合いにおいて、森林所有者の意向（委託したい/手放したい等）や、森林資源データ、施業の実施状況などの情報を、関係者に共有することが重要です。
- このため、市町村等が保有する「経営管理の集約化に資する情報」を、地図等に表示するなどにより、協議の参加者に提供可能としています（ただし、個人を識別可能な情報は削除する必要）。
- こうした情報を、大判の紙媒体や森林GIS等により提供することで、協議への参加者の理解が深まり、円滑な話し合いが可能となると考えています。

### ■ 市町村等が協議において提供可能な情報（経営管理の集約化に資する情報）

- (1) 森林簿情報 (2) 林地台帳情報 (3) 意向調査結果 (4) 施業履歴 (5) 森林解析データ ほか  
※ 氏名・住所等の特定の個人を識別可能な情報を削除すれば、これらの情報を、協議の参加者に提供可能（本人同意不要）。

森林簿									
区画番号	区画名称	種別	面積	所有者	管理種別	林種	林齢	立木蓄積	立木立木
1-1-1	山崎	雑木	1.2	山崎太郎	普通	雑木	15	100	100
1-1-2	山崎	雑木	1.5	山崎太郎	普通	雑木	15	150	150
1-1-3	山崎	雑木	1.8	山崎太郎	普通	雑木	15	180	180
1-1-4	山崎	雑木	2.1	山崎太郎	普通	雑木	15	210	210
1-1-5	山崎	雑木	2.4	山崎太郎	普通	雑木	15	240	240
1-1-6	山崎	雑木	2.7	山崎太郎	普通	雑木	15	270	270
1-1-7	山崎	雑木	3.0	山崎太郎	普通	雑木	15	300	300
1-1-8	山崎	雑木	3.3	山崎太郎	普通	雑木	15	330	330
1-1-9	山崎	雑木	3.6	山崎太郎	普通	雑木	15	360	360
1-1-10	山崎	雑木	3.9	山崎太郎	普通	雑木	15	390	390



## ⑤ 協議の実施日時・実施地域の公表等（法第45条第1項）

- 協議の場を設置しようとするときは、インターネットの利用又は市町村等の公報等への掲載するなどして、あらかじめ、その①対象地域、②日時及び③場所を公表する等により、幅広く適合事業者及び地域の関係者の参加を求めています（トラブル防止の観点で公表することが、望ましいです）。

### ■ 協議対象地域の公表イメージ

## 集約化構想

更新日: 令和9年3月15日

### 集約化構想の作成に向けた協議の実施

- ・「協議」は、地域の森林について、①将来に渡って、その森林を、だれが、どのようにまとめて、効率的に管理していくか、②効率的に管理していくため、路網整備をはじめ、どのような条件整備が必要かといった内容について、話し合いをする場です。
- ・協議には、適合事業者などの林業関係者、対象森林の権利者の方、地域の住民の方、…が参加できます。
- ・協議は、以下のスケジュールで開催します。
- ・協議へ参加を希望される場合は、開催前日までに以下の連絡先にご連絡ください。

### 開催日一覧

対象地域	日時	会場	参加される場合の連絡先
大字〇〇 (林班:56、57)	令和9年4月16日(金) 19:00~	〇〇公民館 1階 多目的ホール1	メール TEL FAX
大字〇〇 (林班:78)	令和9年6月20日(金) 19:00~	〇〇集会所 1階 会議室1	メール TEL FAX

## ⑥ 協議の実施・取りまとめ（法第45条第1項）（協議事項）

➤ 協議では、集約化構想に定める各事項について協議してください。

必須事項

I. 森林の集積・集約化を図ろうとする森林の区域（一体経営管理森林の区域）

II. Iの区域における経営管理の方針

III. Iの区域内における集約化の目標  
受け手への権利設定が必要な森林（**構想森林**）  
受け手となるべき適合事業者（**構想適合事業者**）

IV. IIIの目標を達成するために必要となる条件整備の方針

（特例関係）  
任意事項

(1) 林道の開設・改良に関する事項

(2) 森林施業の共同実施、施設の共同利用・整備に係る協定に関する事項

## ⑥ 協議の実施・取りまとめ（法第45条第1項）

- 協議の結果の取りまとめについては、集約化構想の規定事項について、協議の結果、まとまった内容を記録します（公表不要）。あわせて、対象森林の位置、可能な範囲で路網配置（既設、計画）が分かるよう、地図を作成しましょう。
- なお、協議の結果、具体の記載内容を市町村等に一任するものや、取りまとめに至らなかったものも想定されます。そのようなものは、取りまとめ結果の中で、その旨記載いただければ結構です。

### ■ 協議の結果の取りまとめのイメージ（明朝体部分は記載例）

令和8年10月1日

協議の結果の取りまとめについて

A市

森林経営管理法第45条第1項の規定に基づき、協議の結果を取りまとめる。

記

1 協議の実施状況

(1) 協議の対象地域  
A市大字C地域（○林班、△林班）

(2) 協議の実施時期  
第1回：令和8年8月6日  
第2回：令和8年9月10日

(3) 協議の出席者  
A市、X森林組合、Y林業、Z木材、  
県A林業事務所、森林所有者5名

2 協議の結果について  
別紙のとおり

協議の結果 (別紙)

1 一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班(林小班)	面積(ha)	備考
区域1	A市B町大字C ●●	○林班○小班...	○□ha	
区域2	A市B町大字C ▲▲	△林班△小班...	△□ha	森林経営計画 作成済 ◇ha

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨。

2 1に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	・ 主伐、造林、間伐及び保育、作業路網の整備等については、A市森林整備計画に定める方法を遵守し実施する。
区域1	・ 比較的傾斜が緩く、路網からの距離が近い森林又は森林 作業道作設が可能な森林は、主伐・再造林・保育による森林資源の循環利用を図ることを基本とする。 ・ 一方で、急傾斜で路網からの距離が遠いなど条件が悪い森林については、間伐を繰り返し長伐期化を図ることを基本とする。 ・ 区域内の南側に位置するA市公有林と路網整備で連携を図る。 ・ 隣接する国有林との間で、森林整備推進協定等を締結し、路網整備、協調出荷、事業時期の調整等を行う。
区域2	・ 株式会社▲▲林業が森林経営計画を一部の森林で作成済。 ・ 今般、集約化する森林についても、同社の森林経営計画に編入し、間伐を中心に施業を実施する。 ・ 集落に近接した森林では、土砂流出防止に配慮し作業を実施。

## ⑥ 協議の実施・取りまとめ（法第45条第1項）

### 3 2に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

- (1) 経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び(2) 経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積 (ha)	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域1-1	A市B町大字C●	○林班 ○小班...	○○ha	●●森林組合	A市B町大字C
区域1-2	A市B町大字C●	○林班 □小班...	○○ha	株式会社■林業	A市B町大字D
区域2	A市B町大字C▲	△林班 △小班...	△△ha	株式会社▲▲林業	E市F町大字G

### 4 3に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備 その他の措置の方針

#### (1) 森林経営管理制度の活用方法

整理番号	森林経営管理制度の活用方法
区域1	構想森林については、構想適合事業者に経営管理実施権を設定することを基本とする。ただし、森林所有者が所有権を手放すことを希望する場合には、構想適合事業者への所有権移転も検討。
区域2	経営管理実施権は設定せず、構想適合事業者へのあっせんでの対応を基本とする。

#### (2) 路網整備の計画

森林作業道を作設（別紙の地図のとおり）

#### (3) 森林所有者の同意取得に向けた方針

- ・ 構想適合事業者に、A市が保有する森林所有者等の個人情報を提供し、市と連携しながら同意取得に向けた働きかけを実施する。
- ・ 所有者不明森林等については、特例の活用を検討する。
- ・ 地籍調査未実施箇所については、境界明確化をあわせて実施する。

### (4) その他

#### ① 鳥獣被害・森林病虫害対策

- ・ シカ被害対策として、再生林後にはシカ防護柵を設置する。

#### ② 持続可能な林業・木材の安定供給体制構築に向けた対策

- ・ 集約化した地域において生産される木材の安定供給体制を構築し、構想森林において持続可能な林業を図るため、協議出席の乙木材と木材安定供給協定を締結する。

### 5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

なし

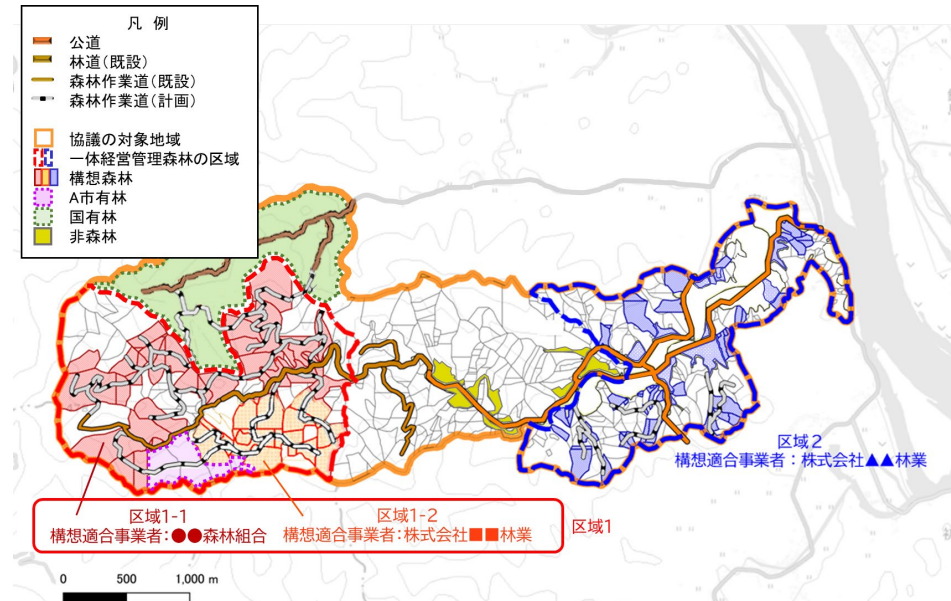
該当ありの場合の記載は、後述の「集約化構想における「林道の開設・改良に関する事項」」の記載と同じ

### 6 施業実施（施設）協定の締結に関する事項（任意記載）

なし

該当ありの場合の記載例は割愛

### 協議の結果（A市C地域）

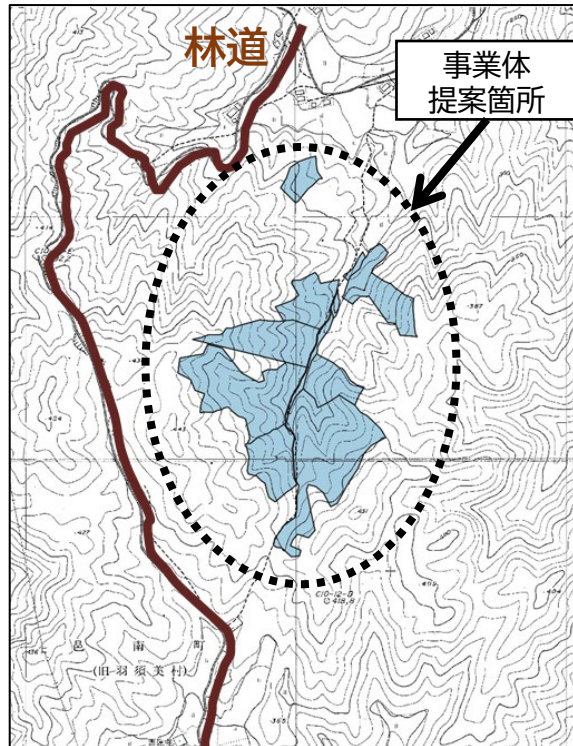


# 参考となる取組事例（島根県邑南町の例）

- ▶ 現行制度においても、地域との協議により効果的に集約化を進めている事例があります。今回の改正法では、この協議の段階で「受け手」を決めることを可能にし、より円滑に集積・集約化を実施できるようにしています。
- ▶ 例えば、島根県邑南町では、林業経営体への再委託を念頭に、事業者からの提案を踏まえて協議会で対象森林を選定し制度を運用しています。林業経営体からの提案（9ha）に加えて、周囲の小規模森林等も取り込み、地域の関係者で協議しながら、施業の集約化や効率的な路網整備を検討し、その上で、集積計画・配分計画の作成（21ha）等を実施し、67haの集積・集約化を行いました。

## ■ 集約化前

- ・ 事業者による提案約9ha



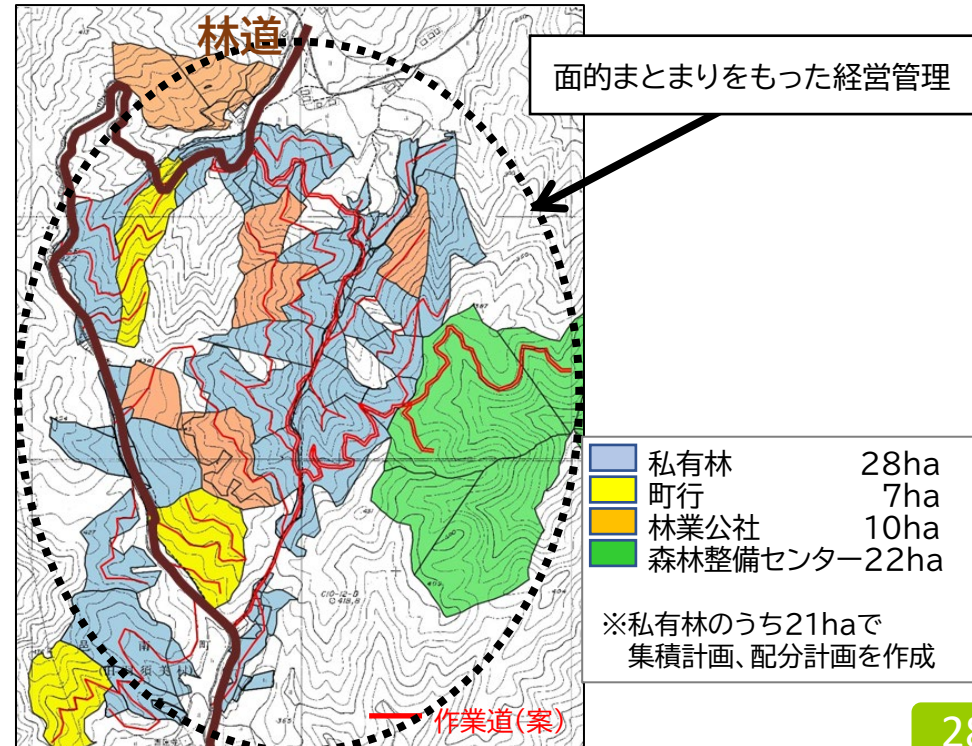
提案箇所周辺の  
森林状況を確認

意向調査の  
実施範囲  
拡大

森林所有者探索

## ■ 集約化後

- ・ 事業者提案に加え、周辺の森林も意向調査を実施
- ・ 公的分収造林などの一体的な整備を計画
- ・ 21haの集積・配分計画を含む67haの集積・集約化

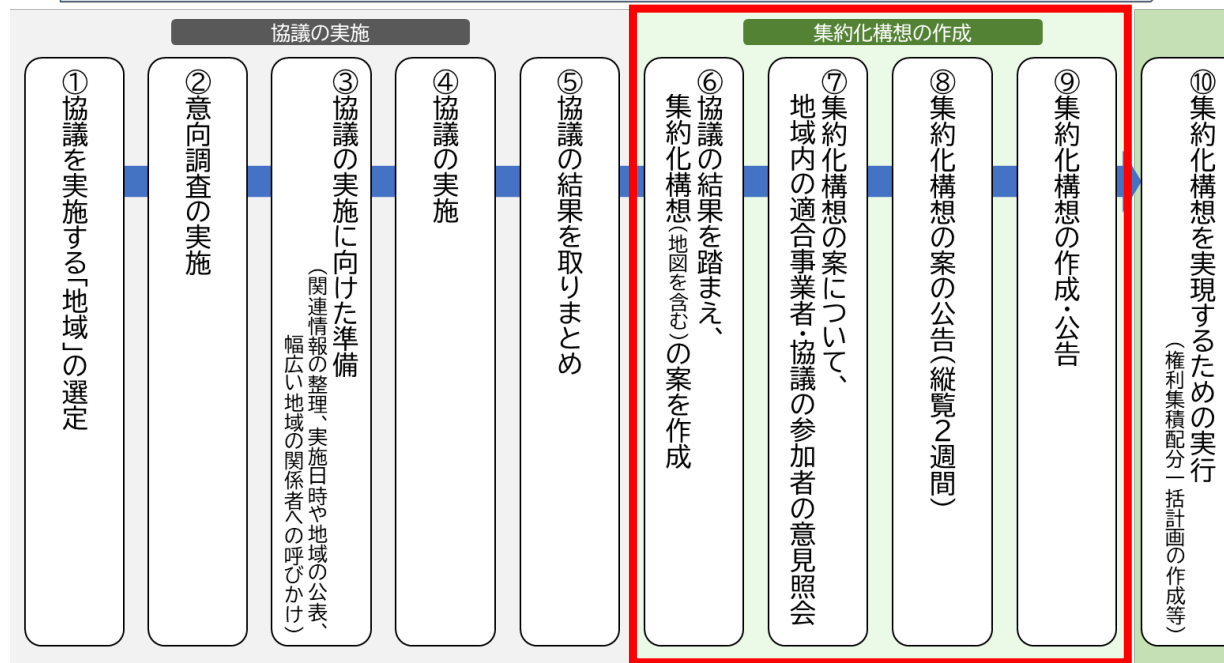


# 目次（森林経営管理法の改正関係）

## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)**
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

都道府県：各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表  
【公表された者＝適合事業者】



# 集約化構想のイメージと記載事項（法第43条第1項～第4項）

- 取りまとめをもとに、集約化構想の案を作成します。
- 必要に応じ、取りまとめにおいて定めなかった事項の具体化などを行います。

## A市C地域集約化構想

A市

作成年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
協議の実施年月日	年 月 日
集約化構想の期間	年 月 日～年 月 日
市町村名	A市
地域名	C地域

・集約化構想の構想期間は、同意取得、権利設定、特例の活用にとどの程度の時間を要するか考慮して、おおむね10年を超えない範囲で定める。

### 1 一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域1	A市B町大字C●●	○林班○小班…	○□ha	
区域2	A市B町大字C▲▲	△林班△小班…	△□ha	森林経営計画 作成済 ◇ha

・一体経営管理森林の区域の所在、地番、林小班、合計面積を記載。  
（林地台帳の情報と整合を取り、実面積が林地台帳と異なるときはカッコ書きで実面積を記載）  
・備考欄には、森林経営計画作成済など、既に集積・集約化されている箇所や面積等を記載することを推奨。

### 2 1に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐、造林、間伐及び保育、作業路網の整備等については、A市森林整備計画に定める方法を遵守し実施する。</li> </ul>
区域1	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的傾斜が緩く、路網からの距離が近い森林又は森林作業道作設が可能な森林は、主伐・再造林・保育による森林資源の循環利用を図ることを基本とする。</li> <li>一方で、急傾斜で路網からの距離が遠いなど条件が悪い森林については、間伐を繰り返し長伐期化を図ることを基本とする。</li> <li>区域内の南側に位置するA市公有林と路網整備で連携を図る。</li> <li>隣接する国有林との間で、森林整備推進協定等を締結し、路網整備、協調出荷、事業時期の調整等を行う。</li> </ul>
区域2	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社▲▲林業が森林経営計画を一部の森林で作成済。</li> <li>今般、集約化する森林についても、同社の森林経営計画に編入し、間伐を中心に施業を実施する。</li> <li>集落に近接した森林では、土砂流出防止に配慮し作業を実施。</li> </ul>

・経営管理に係る方針を市町村森林整備計画等も踏まえつつ記載。

# 集約化構想のイメージと記載事項（法第43条第1項～第4項）

## 3 2に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

- (1) 経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び(2) 経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積 (ha)	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域1-1	A市B町大字C●	○林班○小班…	○○ha	●●森林組合	A市B町大字C
区域1-2	A市B町大字C●	○林班□小班…	○○ha	株式会社■林業	A市B町大字D
区域2	A市B町大字C▲	△林班△小班…	△△ha	株式会社▲▲林業	E市F町大字G

・経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）の所在、地番、林小班、合計面積を記載。  
 ・あわせて、当該森林について、地図に表示。  
 ・経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）の所在と名称を記載。

## 4 3に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

- (1) 森林経営管理制度の活用方法

整理番号	森林経営管理制度の活用方法
区域1	構想森林については、構想適合事業者（受け手）に経営管理実施権を設定することを基本とする。ただし、森林所有者が所有権を手放すことを希望する場合には、構想適合事業者（受け手）への所有権移転も検討。
区域2	経営管理実施権は設定せず、構想適合事業者（受け手）へのあっせんでの対応を基本とする。

・（必要に応じて一体経営管理森林ごとに）森林経営管理制度の活用方法について記載。  
 ・なお、集約化構想はあくまで目指すべき集約化の絵姿を定めるものであり、経営管理実施権の設定によらない方法を記載することも可能。

- (2) 路網整備の計画

森林作業道を作設（別紙の地図のとおり）
---------------------

・路網整備の計画については、別紙の地図にも、構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。

- (3) 森林所有者の同意取得に向けた方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構想適合事業者（受け手）に、A市が保有する森林所有者等の個人情報を提供し、市と連携しながら同意取得に向けた働きかけを実施する。</li> <li>・ 所有者不明森林等については、特例の活用を検討する。</li> <li>・ 地籍調査未実施箇所については、境界明確化をあわせて実施する。</li> </ul>
--

・構想作成後の同意取得の方針、所有者不明森林等の特例の活用方針、境界明確化への取組方針等を記載。

- (4) その他

<p>①鳥獣被害・森林病虫害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シカ被害対策として、再造林後にはシカ防護柵を設置する。</li> </ul>
<p>② 原木の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約化した地域において生産される木材の安定供給体制を構築し、構想森林において持続可能な林業を図るため、協議出席のZ木材と木材安定供給協定を締結する。</li> </ul>

・必要な措置は、適宜、市町村で記入欄を設けて記載。  
 （例：施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病虫害対策、原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮等）

## 5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち前半 5か年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	A市	○線	8.8 km	55 ha	○		

- ・林道の開設及び改良を検討している場合には、地域森林計画に記載される事項と同等の事項を記載(任意)。
- ・当該計画については、地図上でも計画を図示。
- ・法第48条の特例を活用する際は必ず記入。

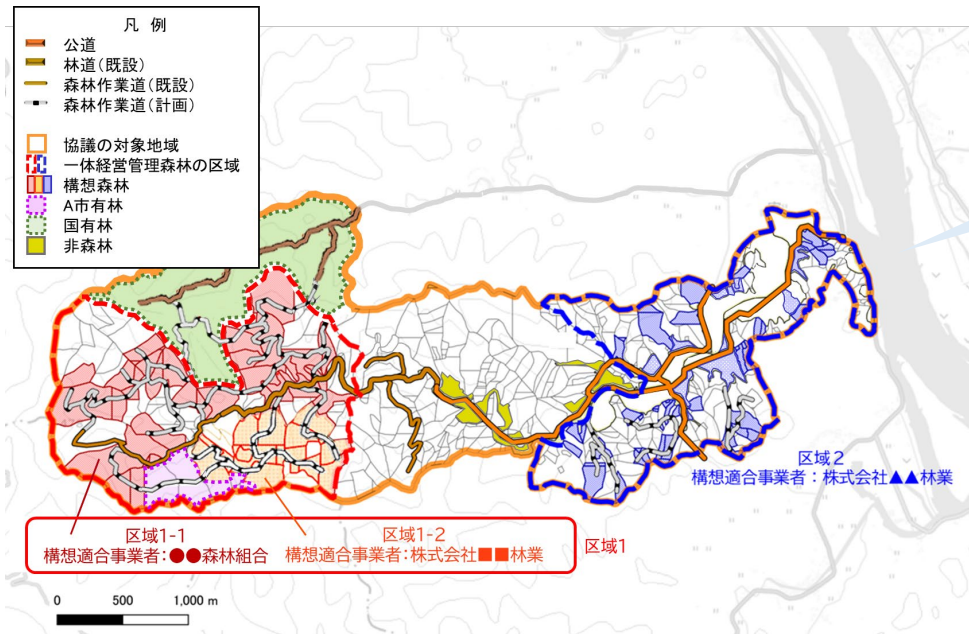
## 6 施業施設協定の締結に関する事項（任意記載） （省略）

## 7 その他（任意記載）

当該地域において、現状施業が行われていないが、構想森林として位置づけないこととした森林についても、適切な経営管理の実現に向け、必要に応じ、経営管理権集積計画の作成、市町村経営管理事業の実施等を検討する。

- ・施業実施協定、施業施設協定を締結し、施業の共同化や施設整備・利用の共同化を行うことを検討している場合に記載(任意)。
- ・法第49条の特例を活用する際は必ず記入。

## (別紙)構想森林、構想適合事業者を示した地図



- ・法の規定事項ではないが、自由記載項目を設けてもよい(任意)。
- ・記載例では、構想森林として位置づけないこととした森林の扱いについて記載。

- ・地図では、  
①経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林を図示。  
②経営管理を行うべき適合事業者を記載。  
③集約化構想の作成時点で想定している路網計画を可能な範囲で記載。

# ① 協議の結果を踏まえた集約化構想の案の作成（期間・内容）（法第43条第1項）

## 集約化構想の期間

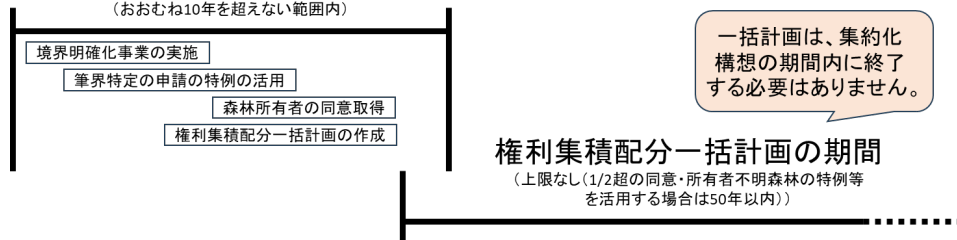
- 集約化構想は、地域の関係者で話し合い、経営管理の集約化の絵姿を描き、行政と地域が連携してその実現に向けて取り組むためのものです。そのための準備期間として、構想の期間をおおむね10年を超えない範囲内で決めてください。
- 集約化構想は、森林の自由な権利移転（森林所有者による売買、別の業者による立木購入等）等を制限する効力を有するものではありません。構想作成後は早期に同意取得や権利設定等を進め、集約化構想の実現につなげていきましょう。

💡 集約化構想の期間内には、以下の仕組みが活用できます。

- ① 権利集積配分一括計画を活用した構想適合事業者（受け手）に対する構想森林の権利設定・所有権移転
- ② 構想適合事業者（受け手）に対する構想森林の森林所有者等に係る個人情報（氏名・連絡先等）の提供
- ③ 筆界特定（不動産登記法）の申請特例
- ④ 林道の開設・改良に係る計画について、都道府県に対する地域森林計画（森林法）の変更要請
- ⑤ 施業実施協定・施業施設協定（森林法）の認可に係る公告・縦覧手続の合理化

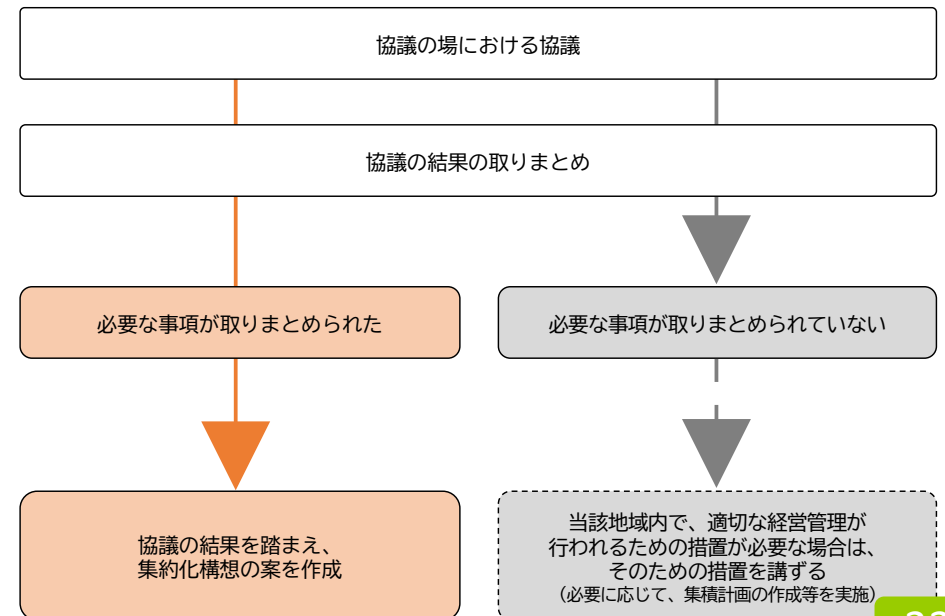
### 集約化構想の期間

（おおむね10年を超えない範囲内）



## 集約化構想を定めるか否かの判断

- 協議の結果、集積・集約化を進めるのに十分な内容の取りまとめに至らなかった場合にも、集約化構想を定めるようにすることは、その趣旨に照らして適切ではありません。
- このため、集約化構想は、協議の場において、一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項を取りまとめたと市町村等が認めた場合に決めてください。
- なお、集約化構想を定めないこととしたとしても、当該地域内で適切な経営管理が行われるために必要な場合には、改めて集約化構想を定めるための協議の実施や、市町村による集積計画の作成、市町村経営管理事業の実施等に取り組みましょう。



# ① 協議の結果を踏まえた集約化構想の案の作成（要件）（法第43条第5項）

➤ 集約化構想は、次の要件を満たす必要があります。

## 要件① 他の計画との調和

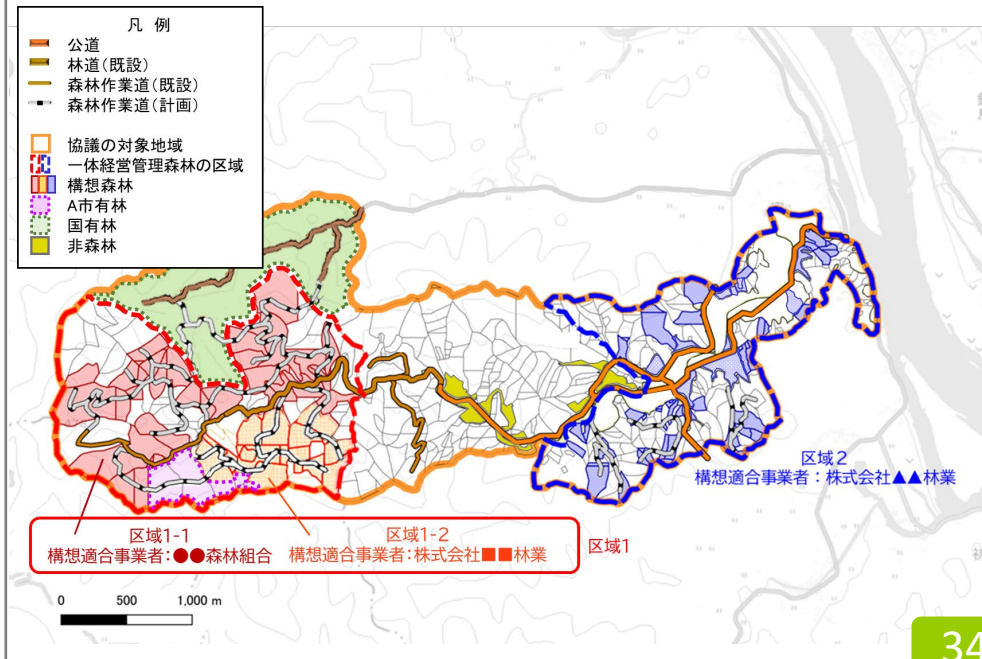
- 集約化構想を定める市町村がたてた市町村森林整備計画、当該市町村の所在する都道府県の治山事業の実施に関する計画、その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。

【市町村森林整備計画との調和（具体的なイメージ）】  
～市町村森林整備計画との調和を例に～

- i 一体経営管理森林の区域：
  - 市町村森林整備計画のゾーニングに沿っていること（市町村森林整備計画においてゾーニングが十分にできていない場合には、その趣旨に照らして適切な区域設定となっていること）
- ii 経営管理の方針：
  - 主伐や間伐など、施業種に応じて、市町村森林整備計画に定める標準的な方法等によって実施されることが明確にされていること
- iii 経営管理の集約化の目標：
  - 市町村森林整備計画に定める集積・集約化に関する記載事項と矛盾がないこと
- iv 路網整備等の条件整備の方針：
  - 路網整備が市町村森林整備計画において定める標準的な方法等によって実施されることが明確にされていること 等

## 要件② 一構想森林一構想適合事業者

- 集約化構想では、一筆の構想森林（経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林）ごとに構想適合事業者が一者に限り定められている必要があります。
- 以下の地図に示すように、一つの集約化構想や一体経営管理森林区域の中で、各々別筆の構想森林ごとに複数の構想適合事業者を定めることは差し支えありません。



➤ 集約化構想の公告までの手続は以下となります。

## 適合事業者及び地域の関係者への意見聴取

市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（軽微な変更を除く）は、あらかじめ、

- ① **適合事業者（公募・公表手続（法第44条）において、当該市町村で、集約化構想に位置付けられることを希望したものに限る。）の全部**
- ② 集約化構想の作成に当たり実施した協議に参加した地域の関係者の意見を聴く必要があります。

- ・ 市町村等は、集約化構想の作成・変更にあたり、その内容について、①・②の者の理解を得られるよう、配慮しましょう。変更（軽微変更を除く。）の際も、必要に応じ、改めて協議を実施するなどにより、理解醸成を図りましょう。
- ・ 軽微変更としては、実質的な変更（一体経営管理森林の区域の追加や構想適合事業者の変更等）を伴わないものを想定しています。例えば、一体経営管理森林の区域内で、協議の取りまとめの範囲で、構想森林の対象を変更する場合や、構想適合事業者（受け手）の組織変更に伴う変更等です。

## 縦覧手続

市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（軽微な変更を除く）は、インターネット等を通じて公告し、集約化構想案を2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

- ・ 「利害関係人」は、集約化構想に定める一体経営管理森林の区域内の森林の権利者（所有権、賃借権、地上権等）など、集約化構想によってその権利関係につき利害関係を有する者を想定しています。
- ・ 意見書の提出があった場合、市町村等は必要に応じて集約化構想案の考え方を説明し、理解を得ることが重要です。多数の者から反対の声があったり、受け手決定の公平性に疑義が生じた場合など、集約化構想に定める取組に著しく支障が生じると判断される場合は、構想を再検討するなどの対応をとることが考えられます。

## 公告

市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、インターネット等を通じて公告します。

## (参考) 集約化構想の作成の条文 (法第43条)

(地域経営管理集約化構想の作成)

第四十三条 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県(当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。)と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想(以下「集約化構想」という。)を定めることができる。

2 集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一体経営管理森林の区域
- 二 前号に掲げる区域における経営管理の方針
- 三 前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標
- 四 前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針

3 市町村(当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。)は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。

- 一 前項第一号に掲げる区域において経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林
- 二 適合事業者(次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五条第一項において同じ。)の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者

4 集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 林道の開設及び改良に関する事項
- 二 前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等(森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。)となった場合における施業実施協定(同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であって、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。)又は施業施設協定(同法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定をいう。第四十九条において同じ。)の締結に関する事項

5 集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 集約化構想を定める市町村が森林法第十条の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画(第四十五条第一項において単に「市町村森林整備計画」という。)、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。
- 二 経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

6 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。

7 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

8 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合(前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。

9 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

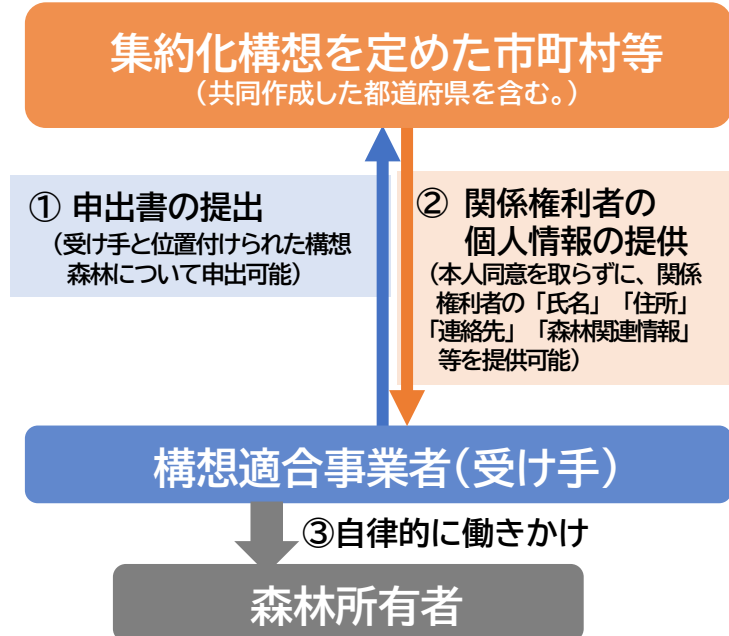
## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)**
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

# 構想森林の関係権利者に関する情報提供（法第46条）

- 経営管理の集約化にあたり、受け手となる林業経営体においては、森林所有者の個人情報へのアクセスが困難という課題があります。このため、今般、集約化構想を定めた場合、受け手となる構想適合事業者（受け手）に対し、その求めに応じて、市町村等が保有する構想森林の関係権利者に係る個人情報の提供を可能としました（本人同意は不要）。
- これにより、構想適合事業者（受け手）が、自律的に、森林所有者に対する働きかけを実施できるようになり、市町村と林業経営体の連携した効果的な制度推進が可能となるよう措置しています。

## ■ 手続の流れ



## ■ 提供可能な個人情報

### (1)提供可能な個人情報の対象者

- ・ 申出のあった構想森林について、①所有権、②地上権、③質権、④使用貸借による権利、⑤賃借権、⑥その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（市町村等（林務担当部局）が把握しているもの）

### (2)提供可能な個人情報の内容

- ・ (1)の者の氏名、住所、電話番号等
- ・ 対象森林に係る関連情報（森林簿情報、林地台帳、意向調査結果等）
- ※ 市町村等（林務担当部局）が把握しているもの
- ※ 提供につき、**本人の同意取得は不要**

### (3)提供する個人情報の範囲

- ・ 市町村等が**集約化構想の実現のため必要と認める範囲**  
(例えば、申出書記載の利用目的が集約化構想実現の観点から不適切と判断すれば提供しないことも可)

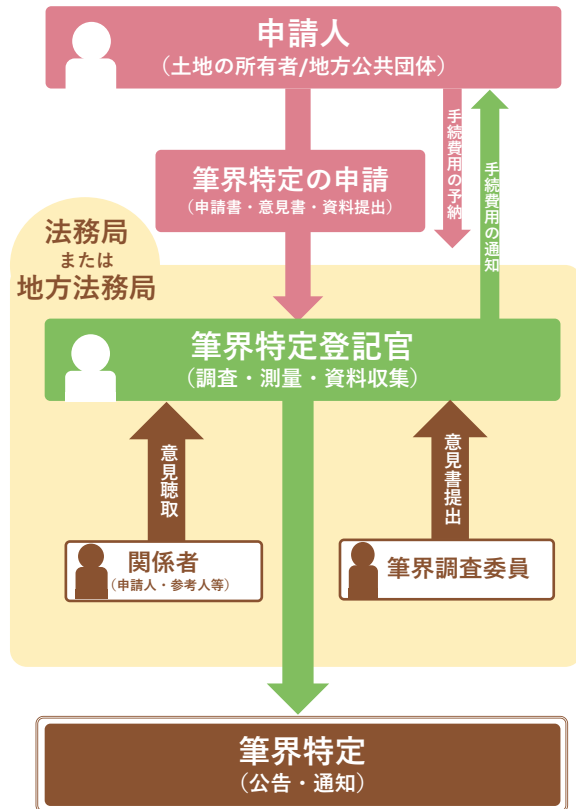
個人情報の提供を受ける構想適合事業者は、一般的に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当し、同法の規律の適用対象となると考えられます。同法の具体的な規定については個人情報保護委員会のHPを参照ください。

（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） | 個人情報保護委員会 参照）

# 筆界特定の申請の特例（法第47条）

- 筆界特定制度とは、土地の所有者等の申請に基づいて、法務局(筆界特定登記官)が、外部専門家の意見を踏まえて、土地の筆界を特定する制度です(不動産登記法)。
- 筆界特定制度を活用することによって、公的な判断として筆界を明らかにできます。

## ■ 筆界特定の仕組み



## ■ 筆界特定制度（不動産登記法）の手続

### ●申請人

- 不動産登記法では、以下のいずれかの者であれば、**法務局に筆界特定**の申請が可能です。
  - ① **筆界が分からない土地の所有者**（所有権登記名義人等）
  - ② **国土調査等を実施してもなお筆界が分からない土地の所在する地方公共団体**（いずれかの所有者の同意が必要）

### ●筆界特定の手続

- 筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、土地の实地調査や測量などさまざまな調査を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて、筆界を特定します。

### ●筆界特定の効果（森林施業関係）

- 「筆界」が特定されます。これにより、
  - ① 一方の土地の所有者が分からない場合も、「筆界」を参考に施業をすることや、
  - ② 双方の土地の所有者の合意が得られない場合に、「筆界」を参考に再度合意形成を図ることなどが考えられます。

## 筆界特定の申請の特例（法第47条）

- ▶ 国土調査（地籍調査）未実施の森林について、森林境界に関する測量を実施した場合に、
  - ① 一方の森林の土地の所有者が分からない場合（所在や連絡先が分からない場合）
  - ② 双方の森林の土地の所有者間の合意が得られない場合（資料や情報が不足し境界を決められない場合等）には、境界が定まらず、これまで森林施業の実施を諦めざるを得ない事例が多かったと認識しています。
- ▶ このような場合、地方公共団体が「筆界特定制度」を活用しようとしても、国土調査の実施が要件とされているため、活用できませんでした。
- ▶ このような課題を解決するため、今般、集約化構想の区域内的の森林について、国土調査を実施していなくとも、地方公共団体が筆界特定制度を活用できることとする特例を設けました。

## ■ 森林経営管理法における「筆界特定制度の特例」の概要

- ・ 不動産登記法では、地方公共団体が筆界特定の申請をする場合、国土調査等を実施していることが要件となっています。
  - ※ 不動産登記法における「第14条第1項の地図に表示されない」筆界は、国土調査等を実施してもなお未定である筆界です。
- ・ 一方で、森林については、国土調査未実施の箇所も多いため、今般、森林経営管理法では、集約化構想の区域内的の森林については、国土調査を実施していなかったとしても、
  - ① 森林の境界に関する測量を実施（その旨を林地台帳に記載）し、
  - ② なお、境界が特定されていない場合には、
  - ③ 一方の土地の所有者（所有権登記名義人等）の同意を得た上で、市町村等による筆界特定の申請を可能とすることとしました。

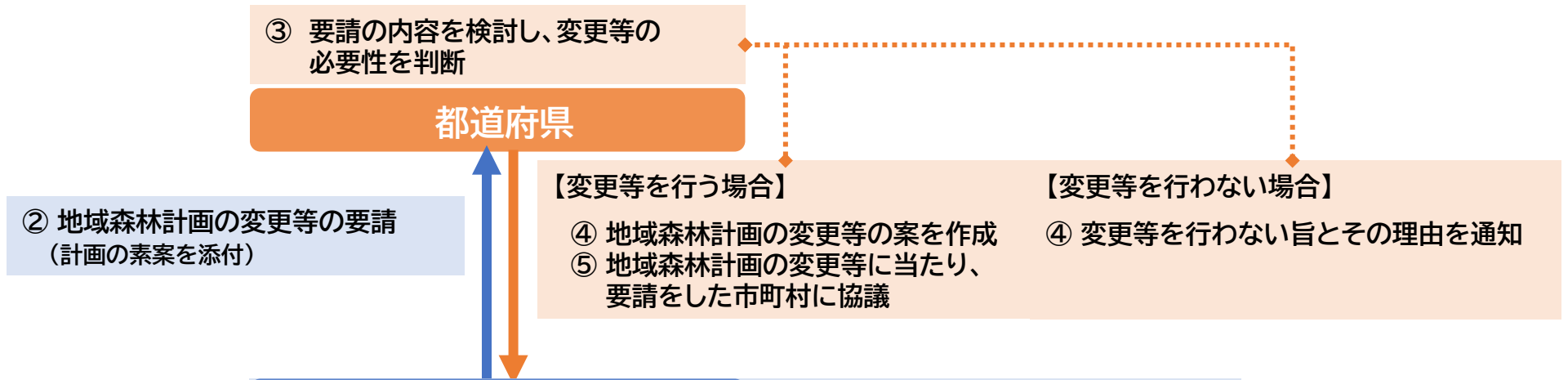
第四十六条 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる。

第四十七条 市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地(当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。)及びこれに隣接する他の土地であって、森林法第九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第三百十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等(同法第二百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。)のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第二百五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界(同法第二百二十三条第一号に規定する筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。)について、同法第二百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

# 林道の開設・改良に係る特例（法第48条・森林法第6条等）

- 森林の集積・集約化を図っていくためには、効率的な路網整備が不可欠です。林道の開設・改良については、都道府県の定める「地域森林計画」に定めることで、全国的な事業量の調整を図っており、これに位置付けられることで国や都道府県の補助の対象となります。
- このため、今般、集約化構想において、任意の記載事項として、「林道の開設・改良に関する事項」を定めた場合、市町村は、都道府県に対して、当該都道府県の定める「地域森林計画」にこれを盛り込むよう要請することができることとしました。

※ なお、都道府県－市町村間の話し合いで、構想に定めた林道を地域森林計画に盛り込むことの調整が図られた場合等は、要請の必要はありません。



5 林道の開設及び改良に関する計画(任意記載)

開設/掘削	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前年5か年の植樹箇所	指定林道	備考
開設	自動車道	林道	Dr市	〇線	8.8 km	55 ha	〇		

# 林道の開設・改良に係る特例（法第48条・森林法第6条等）

## 要請をする市町村の事務手続

### ■ 要請の方法

・ 都道府県に要請をする場合には、以下の書類を都道府県に提出。

- ① 要請書
- ② 地域森林計画の素案
- ③ 参考資料（任意：図面等を想定）

#### ① 要請書(イメージ)

〇〇線の〇〇地域森林計画への掲載に係る要請書 年 月 日

〇〇県知事 殿 〇〇市長 〇〇

森林経営管理法第48条第1項の規定に基づき、下記の資料を添えて、  
〇〇線の地域森林計画への掲載を要請します。

記

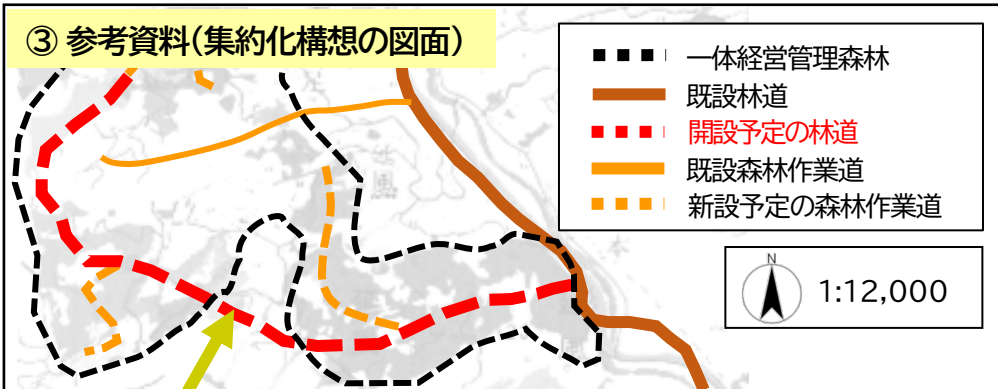
1. 〇〇地域森林計画の素案
2. 参考資料（〇〇集約化構想の図面）

#### ② 地域森林計画の素案(イメージ)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	指定林道	備考
開設	自動車道	林道	D市	〇線	8.8 km	55 ha	○		

↑ 地域森林計画の記載事項に同じ

#### ③ 参考資料(集約化構想の図面)



一体経営管理森林から外れた区間があってもよい

## 都道府県の事務手続

### ■ 要請を受け入れ、地域森林計画の変更等を行う場合

- ・ 地域森林計画の案を作成
- ・ 地域森林計画を要請をした市町村に協議

※協議は要請に係る部分のみでよい。

※要請をした市町村への協議が終わってから農林水産大臣に協議。

#### 地域森林計画の案(イメージ)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	指定林道	備考
開設	自動車道	林道	D市	〇線	8.8 km	55 ha	○		

↑ 要請に係る部分

### ■ 地域森林計画の変更等を行わないと判断した場合

- ・ 変更等を行わない旨とその理由を要請をした市町村に通知

#### 通知(イメージ)

〇〇線の〇〇地域森林計画への掲載に係る要請に対する回答 年 月 日

〇〇市長 殿 〇〇県知事 〇〇

令和〇年〇月〇日付け〇〇により要請のあった〇〇線について、下記の理由により、〇〇地域森林計画への掲載を行わないことと判断したのでお知らせする。

記

〇〇地域森林計画の変更を行わない理由  
〇〇

## 森林経営管理法

- 第四十八条 市町村（集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。）は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画（以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。）をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならない。
- 2 前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
  - 3 第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

## 森林法

- 第六条 (略)  
2～4 (略)
- 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。
    - 一・二 (略)
    - 三 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分 農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。

# 施業実施協定等に係る特例（法第49条・森林法第10条の11等）

- 施業実施協定制度とは、森林法に基づき、森林所有者等が締結する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定について、市町村の長の認可により承継効※を付与する制度です。
- 今般、森林施業の共同化を伴わず、森林施業に必要な施設（施業施設：森林作業道や土場等）の設置又は維持運営について取り決める「施業施設協定制度」を創設しました。

※ 協定の認可の公告後に森林所有者等となった者に対しても、その効力があるものとするもの。

手  
続  
の  
流  
れ

協定の締結（森林所有者等らが締結）

協定の認可の申請（森林所有者等ら→市町村）

協定の公告・縦覧等

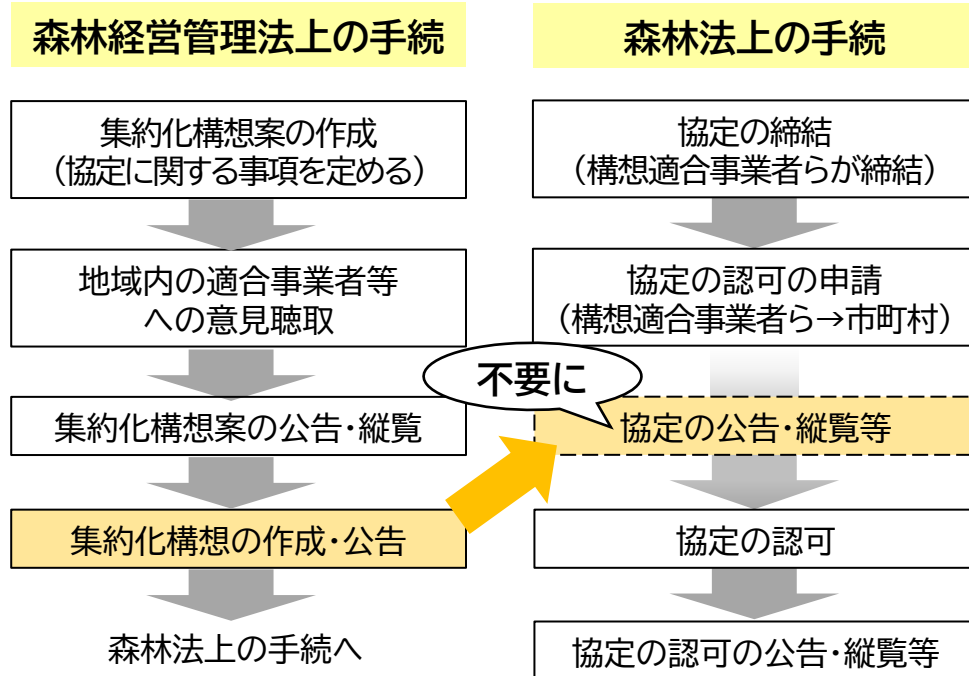
協定の認可

協定の認可の公告・縦覧等

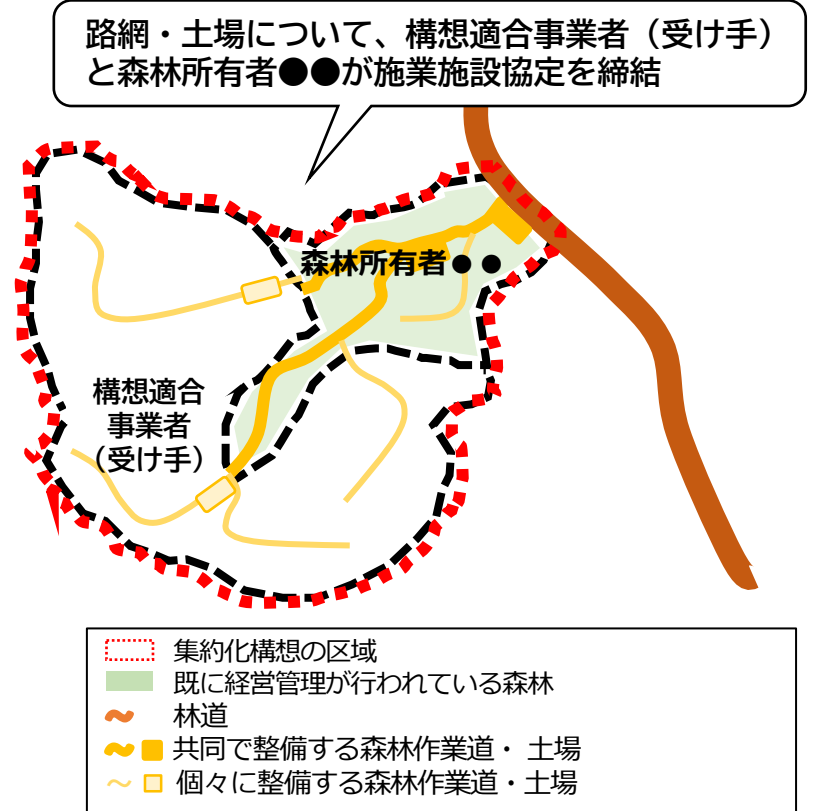
区分	施業実施協定 (森林法第10条の11第1項に基づく協定の場合)	施業施設協定【新設】 (森林法第10条の11の9第1項)
運用開始	平成4年	令和8年（予定）
内容	森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定 ※森林施業の共同化が必須 ※森林外の施設については協定の対象とならない ※施設が建物であった場合に、その施設の所有者には協定の効力が及ばない ※「森林施業等を共同で他者に委託して行う」といった内容の協定も可能	森林施業に必要な施設（施業施設）の設置又は維持運営に関する協定 ※森林施業の共同化を伴わなくてよい ※森林外の施設についても協定の対象 ※施設が建物であった場合に、その施設の所有者にも協定の効力が及ぶ ※「施業施設の設置等を共同で他者に委託して行う」といった内容の協定も可能
締結者	森林所有者等、森林の土地の所有者	森林所有者等、施設所有者等（施設の所有者、敷地の土地の所有者など）
対象森林	一団の民有林で、 ① 地域森林計画の対象となっている森林 ② 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林	
規定事項	① 協定の目的となる森林の区域、面積 ② 森林施業の種類の実施の方法、時期等 ③ ②のために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項 ④ 協定の有効期間 ⑤ 違反した場合の措置	① 協定の目的となる森林の区域、面積・施業施設の位置 ② 施業施設の設置又は維持運営に関する事項 ③ 協定の有効期間 ④ 違反した場合の措置
認可要件	① 協定の内容が法令に違反していないこと ② 協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと ③ 協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること ④ 集約化構想の区域が協定の対象区域を含む場合は、協定の内容が集約化構想の実現に資すると認められるものであること【新設】	
メリット	承継効により、共同化の安定的な実施を確保	

- ▶ 集約化構想には、施業実施協定等に関する事項（施業の共同化、施設の整備・利用の共同化の取組に関する事項）を定めることができます。
- ▶ 上記の事項を定めた集約化構想に従って構想適合事業者（受け手）らが施業実施協定等を締結したときは、集約化構想の作成時に公告・縦覧等が行われていることを踏まえ、森林法の公告・縦覧等を不要としています。

## ■ 手続の流れ



## ■ 協定のイメージ（施業施設協定を例に）



# 適合事業者による申出（提案）手続（法第50条）

- 適合事業者は集約化構想の作成について、市町村に申出（提案）を行うことができます。
- 申出は、**集約化構想の作成を希望する森林を地図上で示すなど**、市町村に対して、希望する森林を特定した申出書を提出することにより行います。
- 市町村は、申出を踏まえ、協議を実施する地域を検討します。（協議の実施や集約化構想の対象森林が申出された森林と全て一致している必要はありません。また、申出した適合事業者が必ず構想適合事業者（受け手）になるものではありません。）
- 市町村は、適合事業者から申出があった森林において、集約化構想を定めないこととしたときには、その旨及び理由について、適合事業者に通知するよう努めてください。

## ■ 集約化構想作成の申出のイメージ

集約化構想作成申出書

年 月 日

C町長 殿

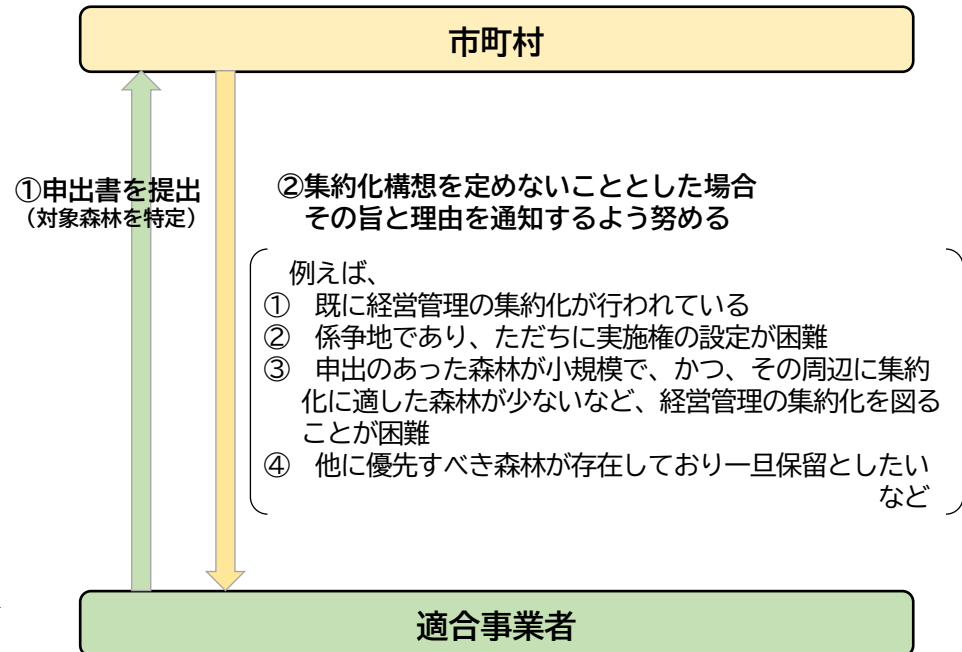
申出者

集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

- 1 申出者  
名称 何某  
所在 何某
- 2 構想の作成を希望する森林  
C町大字D 43林班  
別添地図の森林
- 3 その他参考となるべき事項

集約化構想の作成を希望する森林  
(位置図)

## ■ 手続の流れ



第四十九条 構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合において、集約化構想（第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に従って当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項（同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四十三条第九項の規定による公告があったことをもって、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

(適合事業者による集約化構想の作成の申出)

第五十条 適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

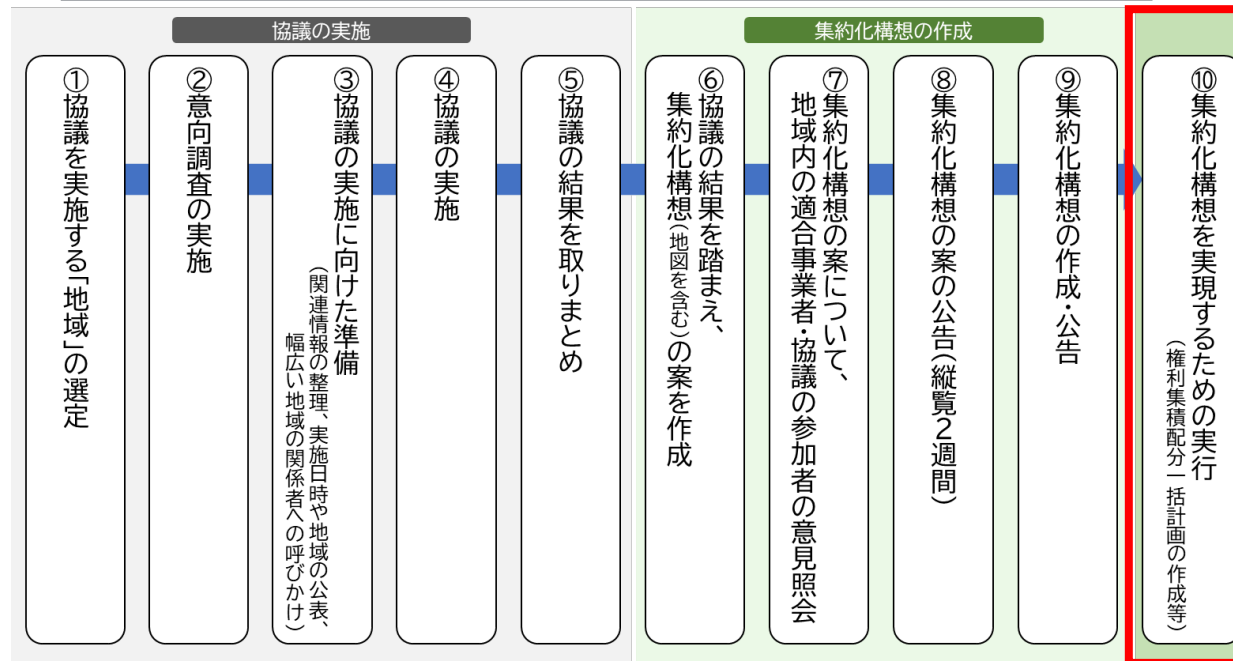
2 前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

# 目次（森林経営管理法の改正関係）

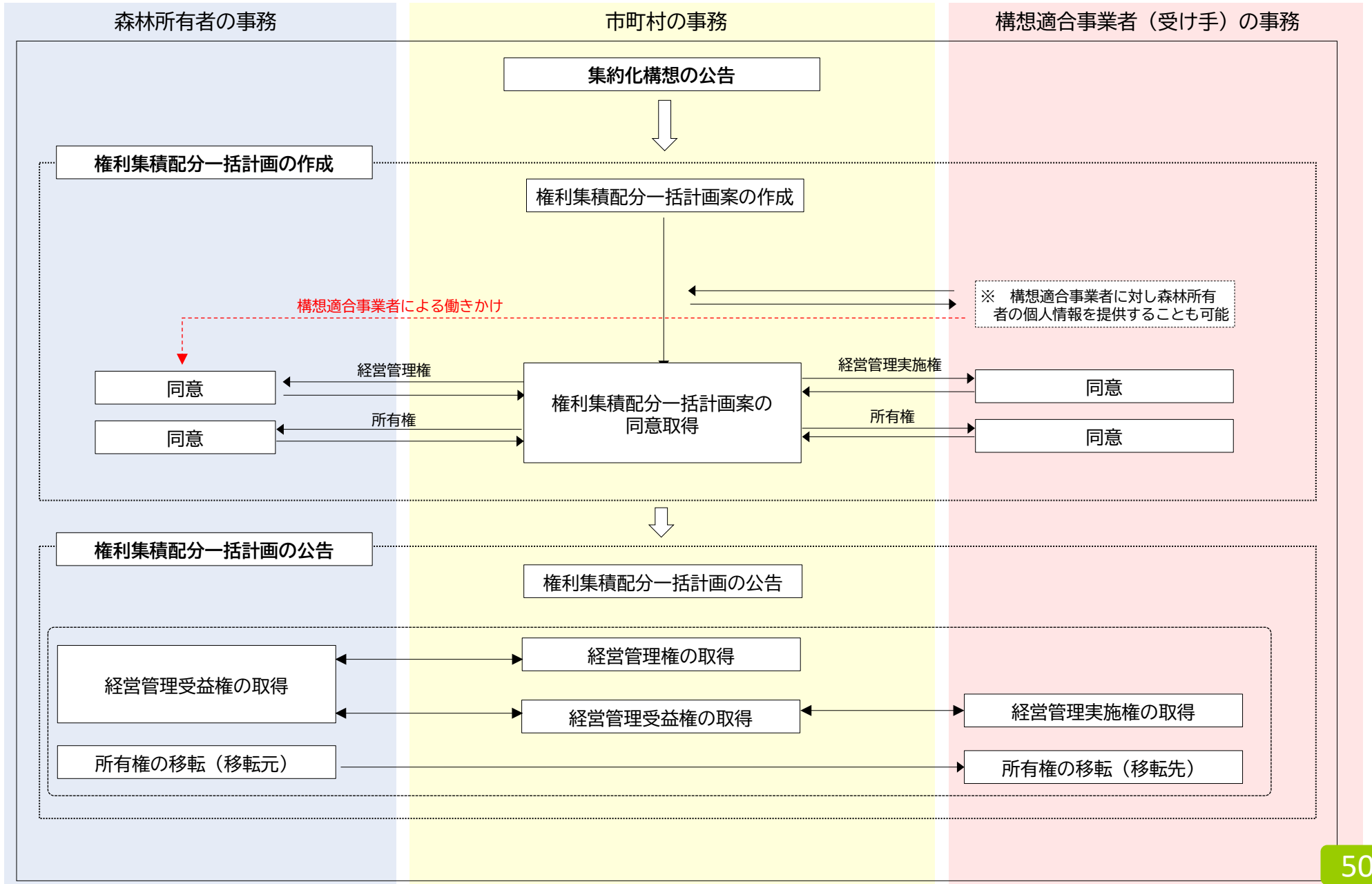
## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1) 集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2) 適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3) 協議の場(法第45条)
- (4) 集約化構想の作成(法第43条)
- (5) 集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6) 権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

都道府県：各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表  
【公表された者＝適合事業者】



# 権利集積配分一括計画の作成手順（法第51条～第53条）

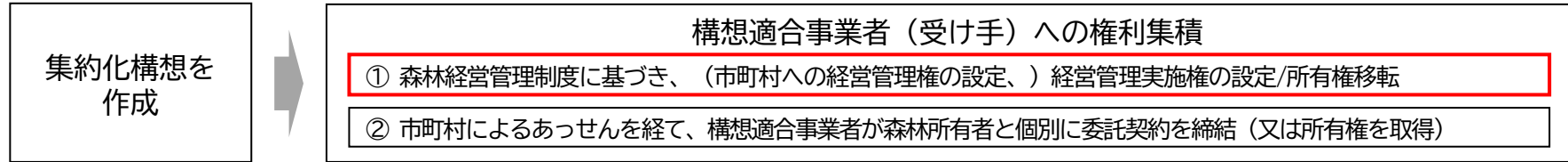


# 「権利集積配分一括計画」の趣旨・概要（法第51条～第53条）

市町村は、集約化構想の実現のため「権利集積配分一括計画」の作成等を行います。

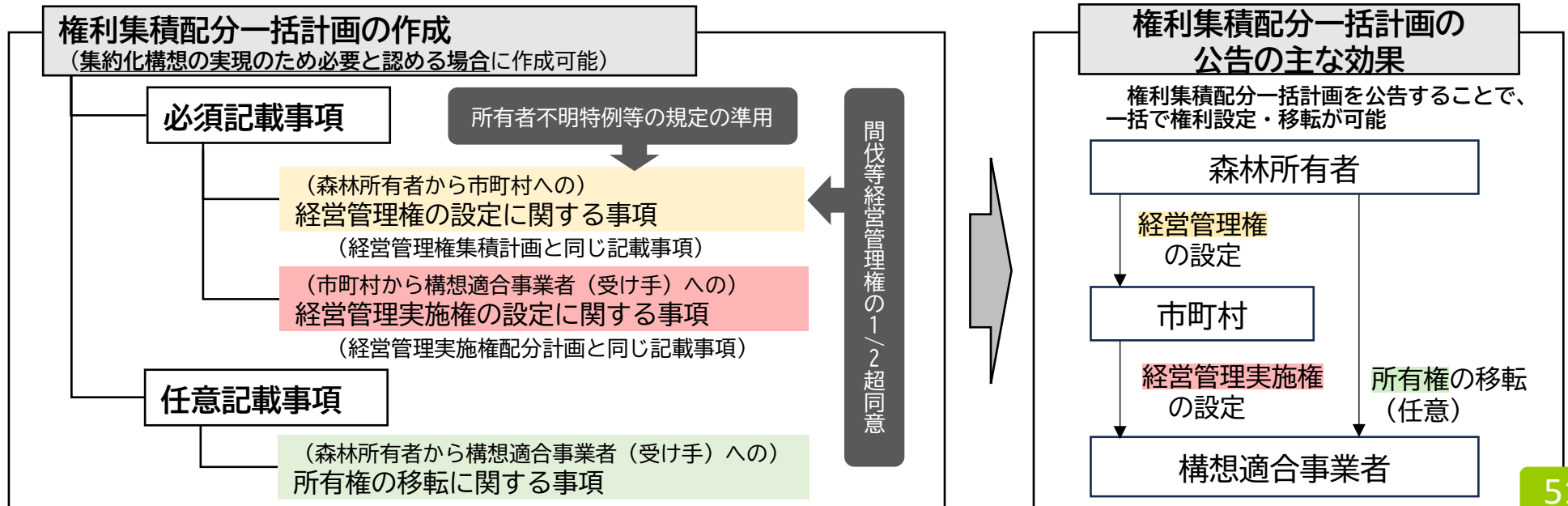
## 趣旨

- 集約化構想を作成した場合には、**構想森林について、構想適合事業者（受け手）が、中長期にわたって適切に経営管理を行って**いけるよう、**下図のような手段で、必要な権利を集積していく必要があります。**



- 今般、森林経営管理法では、上記の①の手段を一括で講じることができるよう「権利集積配分一括計画」制度を新設しました。これは、現行の「経営管理権集積計画」と「経営管理実施権配分計画」を**一度に作成するのと同じ効果を得られるほか、所有権の移転についても措置できる**ものです。

## 権利集積配分一括計画の概要



# 「権利集積配分一括計画」を活用するメリット・デメリット 1

## 構想適合事業者(受け手)への経営管理のための権利の集積の手段 (メリット(○)・デメリット(×))

・ 集約化構想の実現のため、構想適合事業者(受け手)に経営管理のための権利を集積する際、それぞれの手段のメリット・デメリットを検証しながら、各地域の実情に応じて柔軟に対応していくことが重要です。

## 森林経営の委託

方法	構想適合事業者	市町村	森林所有者
<p>① 一般の取引</p> <p>構想適合事業者と森林所有者とで、森林経営に係る委託契約を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取引慣行上一般的なため比較的容易に実施可能</li> <li>× 中長期的かつ安定的な権利ではない(長期の契約も締結可能だが、代替わり等のリスク)</li> <li>× 所有者不明森林や同意が取得できない森林等への対応ができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利設定に係る市町村の事務負担が発生しない</li> <li>× 個別の契約内容が集約化構想に沿ったものであることの制度的担保がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取引慣行上一般的なため比較的容易に実施可能</li> <li>× 構想適合事業者が契約の履行が出来なくなった場合のリスクがある</li> </ul>
<p>② 一括計画</p> <p>権利集積配分一括計画により、構想適合事業者に経営管理実施権を設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政計画により一括して構想森林の権利を取得可能(個別に各森林所有者と契約を締結する必要は無い)</li> <li>○ 中長期的かつ安定的な権利を取得可能(法律に基づく「承継効」がある)</li> <li>○ 特例を活用し、所有者不明森林や同意が取得できない森林等についても権利設定可能</li> <li>× 行政計画に基づき取得するため、①に比べて手続きが負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集約化構想に沿った経営管理の実施が担保可能</li> <li>○ 中長期的かつ安定的な権利を構想適合事業者を設定し、当該構想適合事業者の育成や、適正な森林整備の実施の確保が可能</li> <li>× 市町村に一定の事務負担が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構想適合事業者が契約の履行が出来なくなったとしても、市町村に経営管理権が残るため、引き続き経営管理を委託し続けることができる</li> </ul>

## 構想適合事業者(受け手)への経営管理のための権利の集積の手段(メリット(○)・デメリット(×))

・ 集約化構想の実現のため、構想適合事業者(受け手)に経営管理のための権利を集積する際、それぞれの手段のメリット・デメリットを検証しながら、各地域の実情に応じて柔軟に対応していくことが重要です。

## 森林の所有権移転

方法	構想適合事業者	市町村	森林所有者
① <b>一般の取引</b> 森林所有者から 構想適合事業者に 対し構想森林の所 有権を移転	○ 自らの財産として経営管理可能 × イニシャルコストの負担が発生	○ 経営管理の実施能力・基盤のある 林業経営体への権利集積につな がる × 構想適合事業者が不適切な経営 管理を行う可能性 (その場合、森林法に基づく勧告等の措置に より是正)	○ (所有森林を手放すことを希望 する森林所有者にとっては、) 手放すことが可能 ○ 市町村の関与の下、経営管理 の能力・基盤のある者へ売却等 が可能 × 相続未登記の土地について、 自ら是正する登記が必要
② <b>一括計画</b> 権利集積配分一括 計画により所有権 を移転	○ 自らの財産として経営管理可能 ○ 行政計画により一括して構想森林の所 有権を取得可能(個別に各森林所有者と 契約を締結する必要は無い) ○ 特例により、登記手続について、市町村 に対し、嘱託登記を行うよう要請可能 × イニシャルコストの負担が発生	○ 経営管理の実施能力・基盤のある 林業経営体への権利集積につな がる × 構想適合事業者が不適切な経営 管理を行う可能性 (その場合、森林法に基づく勧告等の措置に 加えて、森林経営管理法に基づく勧告や林業 経営体の公表の取りやめが考えられる)	○ (所有森林を手放すことを希望 する森林所有者にとっては、) 手放すことが可能 ○ 市町村の関与の下、経営管理 の能力・基盤のある者へ売却等 が可能 ○ 市町村による代位登記が実施 される場合は、承諾のみで良い

## ■ 手続（詳細）

### I. 権利集積配分一括計画の作成

#### (1) 権利集積配分一括計画の作成について

- ・ 権利集積配分一括計画は、市町村が「集約化構想の実現のため…必要かつ相当と認める場合」に作成可能です。
- ・ ここでいう「必要かつ相当」とは、地域の実情や他の手段も含めたメリット・デメリット等を考慮したうえで、市町村が、集約化構想の実現のために行う構想適合事業者（受け手）への権利集積の全部又は一部を、権利集積配分一括計画によって行う旨の判断をした場合が該当します。
- ・ 権利集積配分一括計画によって権利設定・移転が可能なのは、
  - ① 構想森林の全部又は一部について、
  - ② 当該集約化構想で受け手と定められた構想適合事業者に対して行うものに限定されます。

#### (2) 権利集積配分一括計画の必須記載事項について

- ・ 権利集積配分一括計画には、以下の事項を定める必要があります。
  - ① 経営管理権の設定に関する事項
    - ▶ 経営管理権集積計画の記載事項と同じ内容です。
  - ② 経営管理実施権の設定に関する事項
    - ▶ 経営管理実施権配分計画の記載事項と同じ内容です。

# 権利集積配分一括計画の作成手続の特例（法第53条）

- 権利集積配分一括計画を作成する際には、現行の集積計画と同様に、所有者不明森林等の特例が活用可能です。
- また、今回の改正により、特例における公告期間を6か月→2か月に短縮するとともに、共有林における間伐等に係る同意要件を全員→1/2超に緩和しています。

## 手続（詳細）

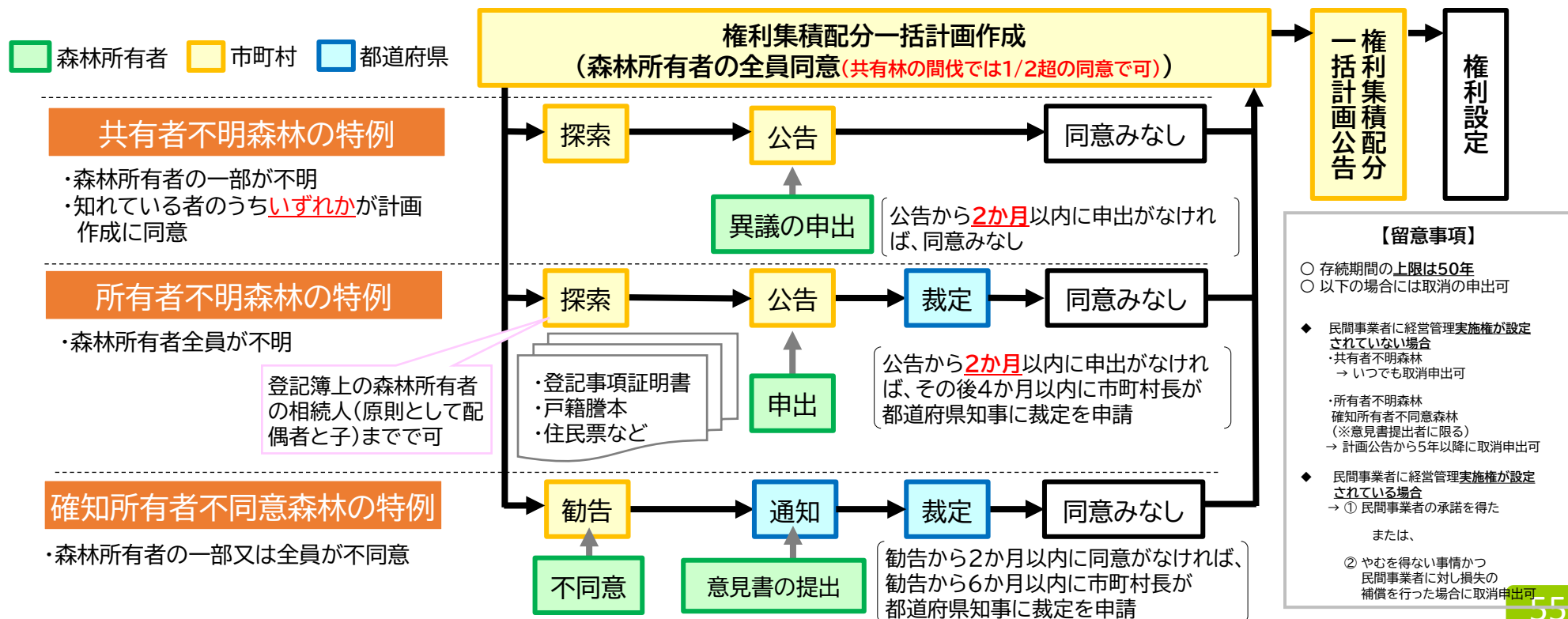
### I. 権利集積配分一括計画の作成

#### （3）共有者不明特例・確知所有者不同意特例・所有者不明特例に係る規定の準用

・ 権利集積配分一括計画の作成に当たっては、第2章第2節に規定する

- ① 共有者不明森林に係る特例
- ② 確知所有者不同意森林に係る特例
- ③ 所有者不明森林に係る特例

を準用し、権利集積配分一括計画により市町村に経営管理権を設定する場合にも、これらの特例を活用できることとしています。



# 権利集積配分一括計画（法第51条第2項）

- 権利集積配分一括計画に記載する内容は、現行の集積計画・配分計画と同様です。一つの表に両内容を記載できる様式としています。
- 権利集積配分一括計画は、必ず「経営管理権の集積」と「経営管理実施権の設定」の両方がセットになります。

## ■ 権利集積配分一括計画のイメージ

		権利集積配分一括計画		
整理番号	括R08-01	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)	(氏名又は名称) ●●	(住所又は所在地) ●●県●●市●▲◆
		経営管理実施権を設定する(経営管理権の設定を受ける)市町村(乙)	(名称) ●●市長 ●●●●	(所在地) ●●県●●市●●●

1 個別事項

		森林所有者ごとにシートを分けて作成すると扱いやすい。			※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。 ※経営管理権の存続期間内で設定する。										
整理番号	括R08-01	森林所有者番号	所01	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) ◆◆◆◆	(住所又は所在地) ●●県●●市◆◆◆									
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)				経営管理権及び経営管理実施権の始期	経営管理権及び経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法		備考			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権	経営管理実施権	経営管理権	経営管理実施権			
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2026.4.1	15年(2041.3.31)	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
2	同上	123	12	17	山林	0.84	スギ	55	同上	同上	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
3	同上	124	12	19	山林	4.64	ヒノキ	64	同上	同上	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
4	同上	124	12	20	山林	3.78	スギ	58	同上	同上	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
5	同上	124	12	22	山林	5.12	スギ	60	同上	同上	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
6	同上	124	12	23	山林	2.01	スギ	58	同上	同上	別添1のC-1参照	別添4のC-1参照	別添2のD-1参照	別添5のD-1参照	—
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添1のC-2参照	別添4のC-2参照	別添2のD-1参照	別添5のD-2参照	—
8	同上	125	13	7	山林	0.09	スギ	63	同上	同上	別添1のC-2参照	別添4のC-2参照	別添2のD-1参照	別添5のD-2参照	—
9	同上	126	13	8	山林	0.19	スギ	65	同上	同上	別添1のC-2参照	別添4のC-2参照	別添2のD-1参照	別添5のD-2参照	—
10	同上	126	13	10	山林	0.37	スギ	51	同上	同上	別添1のC-2参照	別添4のC-2参照	別添2のD-1参照	別添5のD-2参照	—



## 権利集積配分一括計画（法第51条第4項）（任意記載事項：所有権移転）

- 構想適合事業者（受け手）への経営管理実施権の設定とあわせ、構想森林の一部について、森林所有者から構想適合事業者に対し、所有権の移転を行うことが可能です。

## | 手続（詳細）

## I. 権利集積配分一括計画の作成

## (4) 権利集積配分一括計画の任意記載事項について

- ・ 権利集積配分一括計画には、所有権の移転に関し、以下の事項を定めることが可能です（任意）。

## 【記載事項】

- ① 所有権の移転を受ける構想適合事業者（受け手）の氏名・名称、住所
- ② 所有権の移転を受ける構想森林の所在、地番、地目、面積
- ③ 所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ 所有権移転後における森林の利用目的※1、当該所有権の移転の時期、移転の対価、支払の方法
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項（経営管理の内容、期間を想定※2）

※1 「一体経営管理森林の区域における一体的かつ効率的な経営管理の実施」などと記載いただくことを想定。

※2 「経営管理の内容、期間」については、※1の利用目的に沿った経営管理の実施を具体化するものです。

経営管理実施権を設定する森林において定める内容と合わせて、所有権の移転の目的となる森林において、どのような経営管理をどのような期間実施するのかを記載。

なお、この内容が、経営管理実施権設定の対象となる森林と合わせ、一体的かつ効率的な経営管理の実施の観点から整合が取れている内容となる必要がありますので、留意してください。

## 【留意事項】

- ▶ 権利集積配分一括計画における所有権移転は、「構想森林の一部」について、「森林所有者から構想適合事業者」に対して行うもののみが可能です。いわゆる公有林化はこの仕組みによってはできません。
- ▶ また、権利集積配分一括計画において、所有権移転はあくまで補完的な位置付けであり、**所有権移転のみを内容とする権利集積配分一括計画は作成できません。**
- ▶ 加えて、権利集積配分一括計画による所有権移転は、「立木竹」と「土地」の双方の移転のみが可能です。**「立木竹」のみの移転はできません。**
- ▶ 所有権移転については、**共有林に係る1/2同意や、所有者不明森林等に係る特例は活用できません。**

権利集積配分一括計画（法第51条第4項）（任意記載事項：所有権移転の様式）

■ 権利集積配分一括計画（所有権移転）のイメージ

4 所有権移転に関する事項

(1) 各筆明細

整理番号	括R08-01			所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（丙）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
		森林所有者番号	所02	所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（丁）		(名称)		(所在地)							
						●●		●●県●●市●▲◆							
						◆◆		●●県●●市●●◆							
番号	所有権を移転する土地									所有権移転の内容				備考	
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	所有権登記の有無 立木 土地		利用目的	所有権移転の時期	対価		対価の支払方法
1	●●市●●	124	12	19	山林	0.20	スギ	35	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込	
2	同上	124	12	20	山林	0.25	スギ	42	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込	
3	同上	124	12	21	山林	0.16	スギ	40	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込	

番号	利用目的に従って行おうとする経営管理		所有権を移転する土地の（丁）以外の権原者等			備考
	経営管理の内容	実施期間	氏名又は名称	住所又は所在地	権原の種類	
1	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	—	—	—	
2	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	—	—	—	
3	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	—	—	—	

この計画に同意する。

所有権の移転を受ける者（丙）

住所（同上） ●●

所有権を移転する者（丁）

住所（同上） ◆◆

所有権を移転する者以外のもので所有権を移転する土地につき

住所（同上） —

所有権その他の使用収益権を有する者

### ■ 手続（詳細）

#### I. 権利集積配分一括計画の作成

##### （5）権利集積配分一括計画の要件

- ・ 権利集積配分一括計画は、次の要件を満たす必要があります。

#### ① 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。

- ▶ 具体的には、
  - 構想森林について行われる権利設定・移転の受け手となる構想適合事業者（受け手）が、集約化構想において定められた構想適合事業者と一致していること
  - 経営管理権・経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容が、集約化構想に定められた経営管理の方針と齟齬がないこと。等を満たす必要があります。

#### ② 市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

- ▶ 具体的には、経営管理権・経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容が、市町村森林整備計画に定める伐採及び造林の標準的な方法等と調和が保たれている必要があります。

#### ③ 経営管理権・経営管理実施権を設定する構想森林ごとに、その関係権利者（所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）の全部の同意が得られていること。 ただし、共有林について、間伐等経営管理権※を設定する場合については、当該森林の立木竹及び土地のそれぞれについて1/2超の共有者の同意が得られていれば足りる。

- ▶ 間伐等経営管理権についてはP73参照。
- ▶ 所有者不明森林等に係る特例を活用可能です（P56参照）。

#### ④ 経営管理権・経営管理実施権を設定する構想森林ごとに、受け手となる構想適合事業者（受け手）の同意が得られていること。

# 権利集積配分一括計画の要件（法第51条第5項）

## ■ 手続（詳細）

### I. 権利集積配分一括計画の作成

#### (5) 権利集積配分一括計画の要件

- ・ 権利集積配分一括計画は、次の要件を満たす必要があります。

⑤ 所有権の移転に関する事項を定める場合には、次のいずれにも該当すること。

- i 所有権の移転を行う構想森林の立木竹及び土地ごとに、
  - ・ 当該構想森林の立木竹及び土地についての関係権利者
  - ・ 受け手となる構想適合事業者
 の全部の同意が得られていること。
- ii 受け手となる構想適合事業者（受け手）が、所有権の移転が行われた後において、その利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

- ▶ i の関係権利者の同意については、「立木竹」「土地」それぞれについて、その全部の同意が必要となります。
- ▶ ii の「その利用目的に即して適正かつ確実に利用することができる」とは、所有権移転に係る森林について、同じ権利集積配分一括計画によって設定する経営管理実施権に基づく経営管理と合わせて、一体的かつ効率的な経営管理を行うと認められる必要があります。具体的には、以下のとおり、経営管理実施権に基づいて行う経営管理の内容・期間と、所有権移転に係る構想森林で行おうとする経営管理の内容・期間が、一体的かつ効率的な経営管理の実施の観点から見て、整合がとれていることが必要と考えています。

### ■ 構想森林の例

所有権	実施権	実施権
実施権	所有権	実施権
実施権	実施権	実施権
実施権	実施権	所有権

実施権	経営管理実施権を設定した森林
所有権	所有権移転した森林

### ■ 権利集積配分一括計画への記載例

権利	利用目的	経営管理の期間	経営管理の内容
実施権	一体経営管理森林の区域における一体的かつ効率的な経営管理の実施	始期:令和X年9月1日 終期:令和X+15年8月31日	・15年に一度の頻度で間伐を実施するものとする。
所有権		始期:令和X年9月1日 終期:令和X+20年8月31日	・15年に一度の頻度で間伐を実施するものとする。 ・主伐期が訪れたら主伐、主伐後により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。

一体的かつ効率的な経営管理の実施に必要な範囲で、整合が取れている必要

## (参考) 権利集積配分一括計画の作成に係る条文 (法第51条)

- 第五十一条 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。
- 2 権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。
- 一 市町村への経営管理権の集積 次に掲げる事項
    - イ 市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林(以下「一括計画対象森林」という。)の所在、地番、地目及び面積
    - ロ 一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
    - ハ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
    - ニ 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
    - ホ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
    - ヘ 一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
    - ト ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
    - チ その他農林水産省令で定める事項
  - 二 構想適合事業者への経営管理実施権の設定 次に掲げる事項
    - イ 経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
    - ロ 構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積
    - ハ ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
    - ニ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
    - ホ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
    - ヘ ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
    - ト 市町村に支払われるべき金銭がある場合(チに規定する清算の場合を除く。)における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
    - チ ロに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
    - リ その他農林水産省令で定める事項
- 3 前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。
- 4 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林(一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。)の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
  - 二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
  - 四 構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
  - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 5 権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- 一 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。
  - 二 森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。
  - 三 第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
  - 四 第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。
  - 五 前項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
    - イ 前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。
    - ロ 前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用できると認められること。

# 権利集積配分一括計画の公告等（法第52条）

市町村は、権利集積配分一括計画を作成したときは、公告を行います。

## ■ 手続（詳細）

### II. 権利集積配分一括計画の公告等

#### (1) 権利集積配分一括計画の公告について

- 権利集積配分一括計画を定めたときは、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、遅滞なく、その旨を公告してください。
- なお、公告に当たっては、個人情報保護の観点から、森林所有者及び関係権利者の名称・住所、支払先等が公表されないように黒塗りにする等、十分留意してください。

#### (2) 権利集積配分一括計画の公告の効果（所有権移転以外の部分）について

- 権利集積配分一括計画を公告すると、**経営管理権集積計画と経営管理実施権配分計画を一度に定めたものと同様の効果が得られます。**

## ■ 権利集積配分一括計画の公告のイメージ

### 公 告

下記森林について、森林経営管理法第51条第1項の規定により権利集積配分一括計画を定めたため、同法第52条第1項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇市町村長

### 記

#### 1 権利集積配分計画の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積	存続期間	備考

#### 2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

〇〇市△△ ■■■林業株式会社

#### 3 公告場所 〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

- 4 本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、市町村に経営管理権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。  
また、2の林業経営者に対し、所有権を移転する。

以上

**権利集積配分一括計画**

権利集積配分一括計画の概要を記載する欄。権利集積配分一括計画の概要を記載する欄。権利集積配分一括計画の概要を記載する欄。

1. 権利集積配分一括計画の対象森林

所在	地番	林班	小班	面積	存続期間	備考
〇〇市△△	123	4	1	1.2	10年	
〇〇市△△	456	7	2	2.5	15年	
〇〇市△△	789	10	3	3.8	20年	
〇〇市△△	1012	13	4	5.1	25年	
〇〇市△△	1345	16	5	6.4	30年	
〇〇市△△	1678	19	6	7.7	35年	
〇〇市△△	2011	22	7	9.0	40年	
〇〇市△△	2344	25	8	10.3	45年	
〇〇市△△	2677	28	9	11.6	50年	
〇〇市△△	3010	31	10	12.9	55年	
〇〇市△△	3343	34	11	14.2	60年	
〇〇市△△	3676	37	12	15.5	65年	
〇〇市△△	4009	40	13	16.8	70年	
〇〇市△△	4342	43	14	18.1	75年	
〇〇市△△	4675	46	15	19.4	80年	
〇〇市△△	5008	49	16	20.7	85年	
〇〇市△△	5341	52	17	22.0	90年	
〇〇市△△	5674	55	18	23.3	95年	
〇〇市△△	6007	58	19	24.6	100年	
〇〇市△△	6340	61	20	25.9	105年	
〇〇市△△	6673	64	21	27.2	110年	
〇〇市△△	7006	67	22	28.5	115年	
〇〇市△△	7339	70	23	29.8	120年	
〇〇市△△	7672	73	24	31.1	125年	
〇〇市△△	8005	76	25	32.4	130年	
〇〇市△△	8338	79	26	33.7	135年	
〇〇市△△	8671	82	27	35.0	140年	
〇〇市△△	9004	85	28	36.3	145年	
〇〇市△△	9337	88	29	37.6	150年	
〇〇市△△	9670	91	30	38.9	155年	
〇〇市△△	10003	94	31	40.2	160年	
〇〇市△△	10336	97	32	41.5	165年	
〇〇市△△	10669	100	33	42.8	170年	
〇〇市△△	11002	103	34	44.1	175年	
〇〇市△△	11335	106	35	45.4	180年	
〇〇市△△	11668	109	36	46.7	185年	
〇〇市△△	12001	112	37	48.0	190年	
〇〇市△△	12334	115	38	49.3	195年	
〇〇市△△	12667	118	39	50.6	200年	
〇〇市△△	13000	121	40	51.9	205年	
〇〇市△△	13333	124	41	53.2	210年	
〇〇市△△	13666	127	42	54.5	215年	
〇〇市△△	14000	130	43	55.8	220年	
〇〇市△△	14333	133	44	57.1	225年	
〇〇市△△	14666	136	45	58.4	230年	
〇〇市△△	15000	139	46	59.7	235年	
〇〇市△△	15333	142	47	61.0	240年	
〇〇市△△	15666	145	48	62.3	245年	
〇〇市△△	16000	148	49	63.6	250年	
〇〇市△△	16333	151	50	64.9	255年	
〇〇市△△	16666	154	51	66.2	260年	
〇〇市△△	17000	157	52	67.5	265年	
〇〇市△△	17333	160	53	68.8	270年	
〇〇市△△	17666	163	54	70.1	275年	
〇〇市△△	18000	166	55	71.4	280年	
〇〇市△△	18333	169	56	72.7	285年	
〇〇市△△	18666	172	57	74.0	290年	
〇〇市△△	19000	175	58	75.3	295年	
〇〇市△△	19333	178	59	76.6	300年	
〇〇市△△	19666	181	60	77.9	305年	
〇〇市△△	20000	184	61	79.2	310年	
〇〇市△△	20333	187	62	80.5	315年	
〇〇市△△	20666	190	63	81.8	320年	
〇〇市△△	21000	193	64	83.1	325年	
〇〇市△△	21333	196	65	84.4	330年	
〇〇市△△	21666	199	66	85.7	335年	
〇〇市△△	22000	202	67	87.0	340年	
〇〇市△△	22333	205	68	88.3	345年	
〇〇市△△	22666	208	69	89.6	350年	
〇〇市△△	23000	211	70	90.9	355年	
〇〇市△△	23333	214	71	92.2	360年	
〇〇市△△	23666	217	72	93.5	365年	
〇〇市△△	24000	220	73	94.8	370年	
〇〇市△△	24333	223	74	96.1	375年	
〇〇市△△	24666	226	75	97.4	380年	
〇〇市△△	25000	229	76	98.7	385年	
〇〇市△△	25333	232	77	100.0	390年	
〇〇市△△	25666	235	78	101.3	395年	
〇〇市△△	26000	238	79	102.6	400年	
〇〇市△△	26333	241	80	103.9	405年	
〇〇市△△	26666	244	81	105.2	410年	
〇〇市△△	27000	247	82	106.5	415年	
〇〇市△△	27333	250	83	107.8	420年	
〇〇市△△	27666	253	84	109.1	425年	
〇〇市△△	28000	256	85	110.4	430年	
〇〇市△△	28333	259	86	111.7	435年	
〇〇市△△	28666	262	87	113.0	440年	
〇〇市△△	29000	265	88	114.3	445年	
〇〇市△△	29333	268	89	115.6	450年	
〇〇市△△	29666	271	90	116.9	455年	
〇〇市△△	30000	274	91	118.2	460年	
〇〇市△△	30333	277	92	119.5	465年	
〇〇市△△	30666	280	93	120.8	470年	
〇〇市△△	31000	283	94	122.1	475年	
〇〇市△△	31333	286	95	123.4	480年	
〇〇市△△	31666	289	96	124.7	485年	
〇〇市△△	32000	292	97	126.0	490年	
〇〇市△△	32333	295	98	127.3	495年	
〇〇市△△	32666	298	99	128.6	500年	
〇〇市△△	33000	301	100	129.9	505年	

2. 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

経営管理の内容	実施期間	氏名又は名称	住所又は所在地	種類の種類	備考
第1号 権利集積配分計画	2023.4.1(2023.3.31)	〇〇市△△	〇〇市△△	権利集積配分計画	
第2号 権利集積配分計画	2023.4.1(2023.3.31)	〇〇市△△	〇〇市△△	権利集積配分計画	
第3号 権利集積配分計画	2023.4.1(2023.3.31)	〇〇市△△	〇〇市△△	権利集積配分計画	
第4号 権利集積配分計画	2023.4.1(2023.3.31)	〇〇市△△	〇〇市△△	権利集積配分計画	

3. 公告場所

4. 本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、市町村に経営管理権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。また、2の林業経営者に対し、所有権を移転する。

■ 手続（詳細）

II. 権利集積配分一括計画の公告等

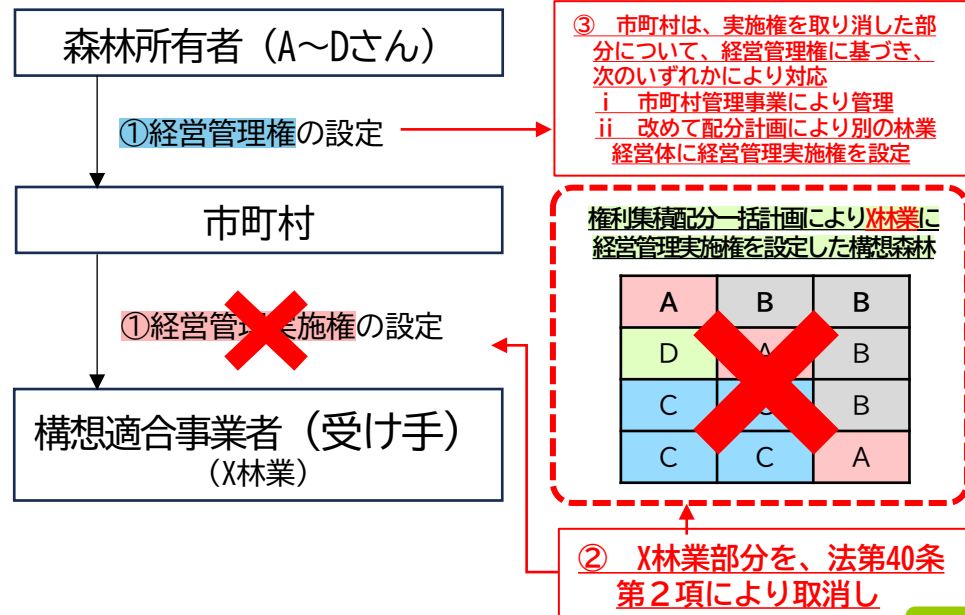
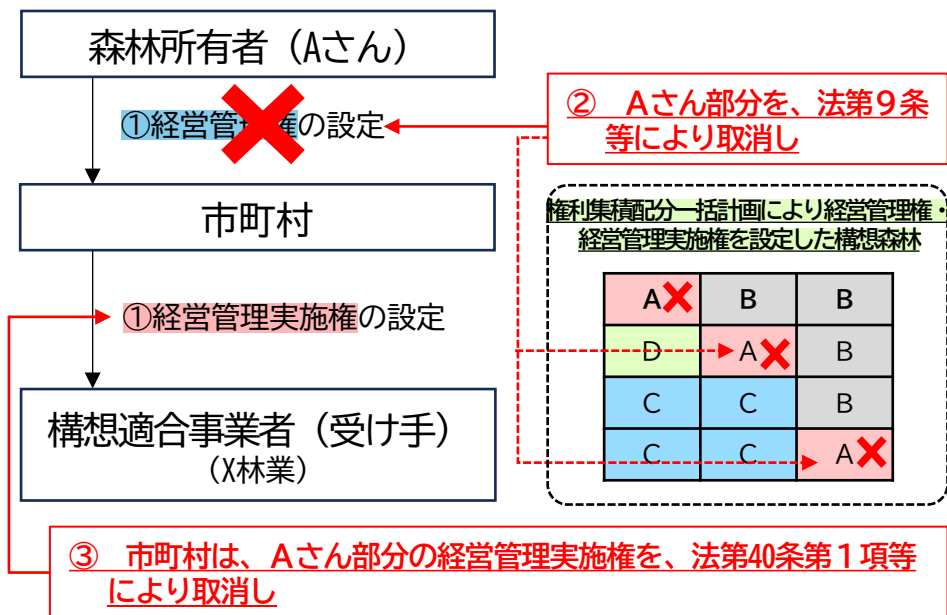
（2）権利集積配分一括計画の公告の効果（所有権移転以外の部分）について

Q1： 権利集積配分一括計画により市町村に設定した経営管理権を取り消した場合、どのような対応となるのか。

A1：  
 ・ 法第9条等により、経営管理権が取り消され、解除された場合には、市町村は、解除された森林について設定された経営管理実施権を解除する必要があります（法第52条第2項により適用する法第40条第1項）。  
 ・ 法第41条に規定する手続により取消しをしてください。

Q2： 権利集積配分一括計画により適合事業者（X林業）に設定した経営管理実施権を取り消した場合、どのような対応となるのか。

A2：  
 ・ 法第40条第2項等により、市町村がX林業に設定した経営管理実施権を解除した場合には、解除に係る森林の全てについて、市町村が経営管理権に基づき対応する必要があります。  
 ・ このため、次のいずれかによって対応してください。  
 i 市町村森林経営管理事業により管理  
 ii 改めて、配分計画を作成し、別の林業経営体に経営管理実施権を設定



(参考) 権利集積配分一括計画の公告等に係る条文 (法第52条)  
集積計画・配分計画の取消・公告 (法第8、9、40、41条)

(権利集積配分一括計画の公告等)

第五十二条 市町村は、権利集積配分一括計画を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあっては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。
- 3 第一項の規定による公告(前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。)があったときは、その公告があった権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

(経営管理権集積計画の取消し)

第八条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- 二 当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- 三 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第九条 市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

(経営管理実施権配分計画の取消し)

第四十条 市町村は、第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

- 2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。
  - 一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - 二 第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - 三 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - 四 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - 五 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合
  - 六 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

(経営管理実施権配分計画の取消しの公告等)

第四十一条 市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

- 権利集積配分一括計画によって所有権を権利移転する場合、市町村による嘱託登記の特例や、森林の土地の所有者の届出制度特例、市町村による勧告権限等を措置しています。

## ■ 手続（詳細）

### II. 権利集積配分一括計画の公告等（法第52条）

#### （3）権利集積配分一括計画の公告の効果（所有権移転の部分）について（法第52条第3項）

- ・ 権利集積配分一括計画の公告により、その定めるところにより、所有権が移転します。

【あわせて、所有権の移転に関連し、以下の措置を規定しています】

#### ① 登記の特例（法第54条、改正権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令）

- ・ 詳細は次頁参照。

#### ② 森林法（森林の土地の所有者の届出制度）の特例（法第55条）

- ・ 森林法第10条の7の2では、「地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者になった者は、市町村の長に届け出なければならない」こととされています。
- ・ 一方で、権利集積配分一括計画による所有権移転については、市町村もその旨を把握していることから、今般、当該所有権移転については、この届出を不要としました。
- ・ なお、市町村においては、当該届出があった場合と同様に、林地台帳への反映等の必要な事務を行ってください。

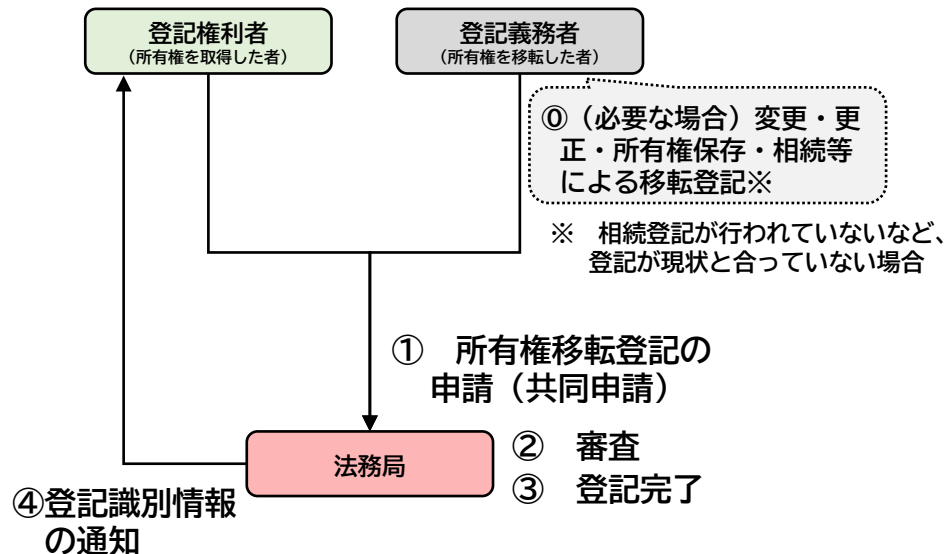
#### ③ 所有権を取得した構想適合事業者（受け手）に対する「勧告」権限（法第56条）

- ・ 詳細は次々頁参照

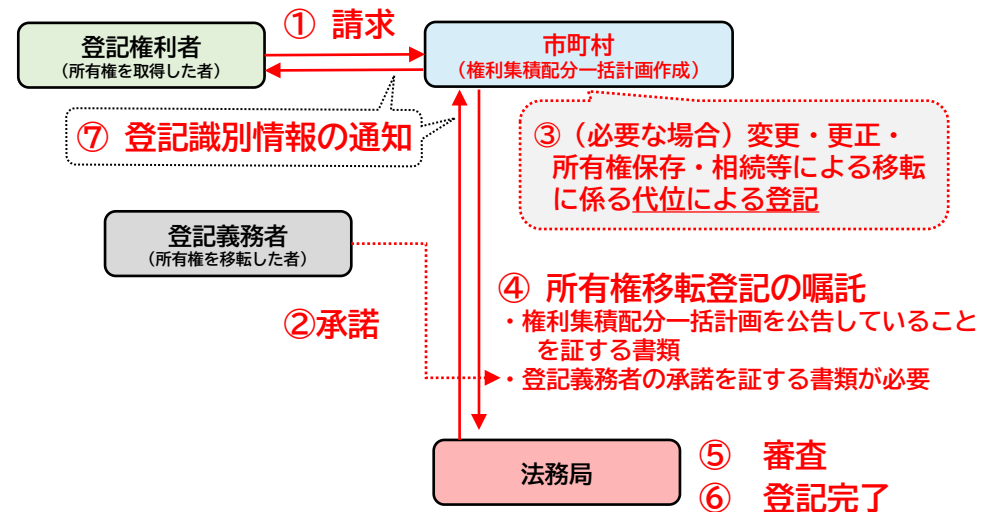
# 嘱託登記の特例（法第54条）

- 権利集積配分一括計画で所有権移転をした場合には、速やかに構想適合事業者（受け手）の所有権を確定的なものとしなければ、構想適合事業者による一体的かつ効率的な経営管理の実施に支障が生ずるおそれがあります。
- このため、登記権利者（構想適合事業者）が市町村に請求することで、市町村が代わりに所有権移転に係る登記手続を実施する特例を措置しています。

## ■ 通常の登記手続



## ■ 森林経営管理法の嘱託登記の特例



# 勧告（法第56条）

- 市町村は、権利集積配分一括計画により森林の所有権を取得した構想適合事業者（受け手）が、権利集積配分一括計画に定めた利用目的に従って当該森林を利用していないと認めるときは、利用目的に従って森林を利用すべきことを勧告することができます。
- 権利集積配分一括計画では、所有権移転に係る森林の利用目的と利用目的に沿った経営管理の内容・期間を具体的に記載することとしています。

整理番号	括R08-01	所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（丙）		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		森林所有者番号	所02	●●	(名称)	●●●●市●▲◆	(所在地)							
		所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（丁）				●●●●市●●●●								
番号	所有権を移転する土地							所有権移転の内容				備考		
	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	立木	土地	利用目的	所有権移転の時期		対価	対価の支払方法
1	●●●●	124	12	19	山林	0.20	スギ	35	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込
2	同上	124	12	20	山林	0.25	スギ	42	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込
3	同上	124	12	21	山林	0.16	スギ	40	有	有	別添7参照	対価の全額の支払い完了時	●●円	振込

番号	利用目的に従って行おうとする経営管理		所有権を移転する土地の（丁）以外の権原者等			備考
	経営管理の内容	実施期間	氏名又は名称	住所又は所在地	権原の種類	
1	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	-	-	-	
2	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	-	-	-	
3	別添7参照	2026.4.1~2041.3.31 (15年間)	-	-	-	

権利集積配分一括計画において、所有権移転を受けた森林の利用目的、経営管理の内容、実施期間を記載。

## 💡 勧告をしても従わない場合

勧告は、相手方に尊重されることを前提としている一方で、相手方がそれに従わなかったときの罰則等はありません。仮に従わなかった場合には、都道府県において法第36条や第44条により公表している林業経営体の公表を取りやめることができます。

## 勧告書

〇〇 殿

年 月 日

市町村長

森林経営管理法第56条の規定により、下記のとおり、権利集積配分一括計画により所有権移転を受けた森林について、当該計画により定められた利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告する。

### 1, 勧告の対象となる森林

所在・地番	林班・小班	面積(ha)	備考
A市B町大字●●139番	1林班35小班	3.5ha	

### 2, 勧告の対象となる権利集積配分一括計画 R8-004〇〇市権利集積配分一括計画

### 3, 勧告の理由

権利集積配分一括計画の定めた利用目的に反して、再造林を実施していないため、再造林をすべきことを勧告する。

# (参考) 権利集積配分一括計画による所有権移転に係る特例、 勧告に係る条文 (法第54条～56条)

## (登記の特例)

第五十四条 第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

## (森林法の特例)

第五十五条 第五十二条第一項の規定による公告があったときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

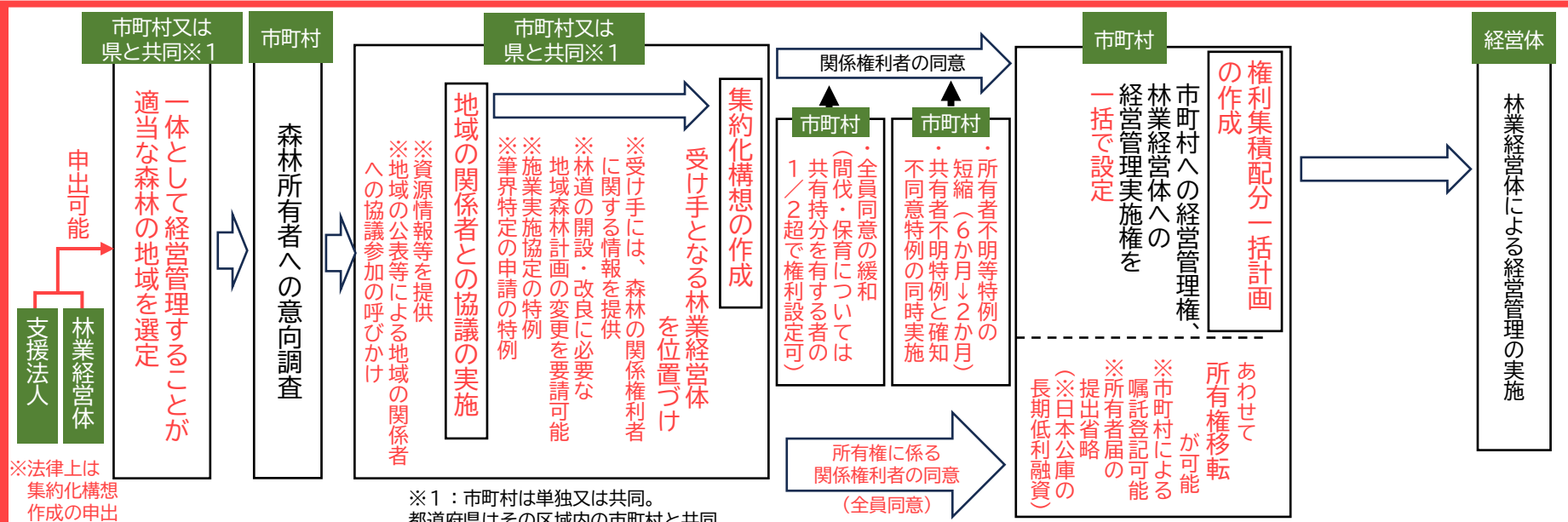
## (勧告)

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があった権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

# 改正法の概要

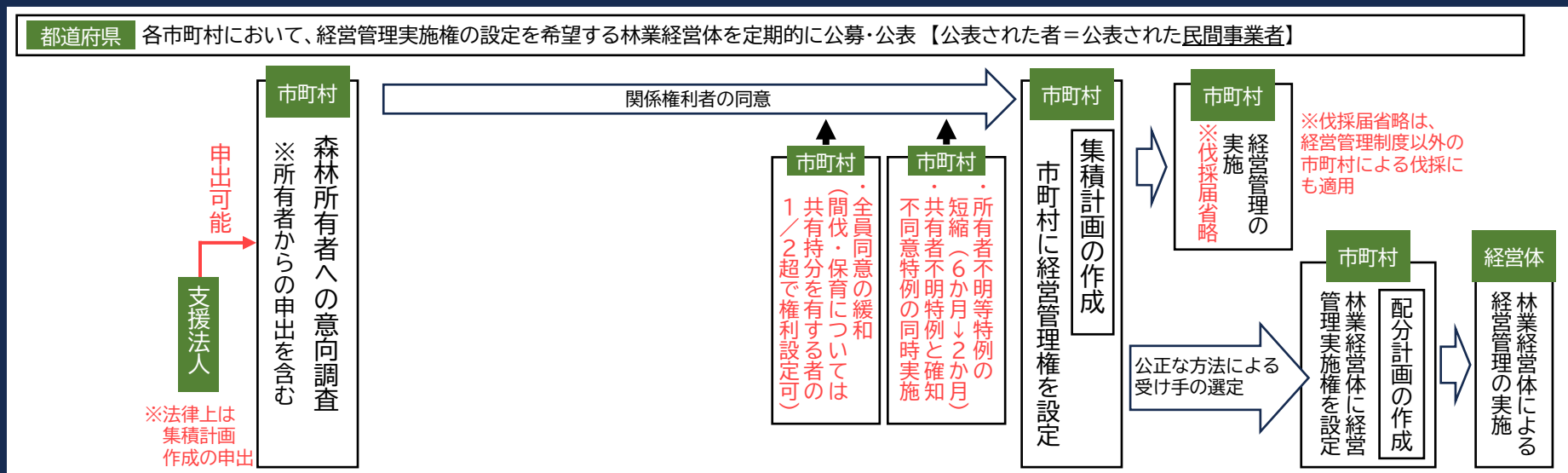
※ 赤字：改正事項

新たな仕組み



都道府県 各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表【公表された者＝適合事業者】

現行の仕組み（維持）



都道府県 各市町村において、経営管理実施権の設定を希望する林業経営体を定期的に公募・公表【公表された者＝公表された民間事業者】

新設  
市町村  
経営管理支援法人の指定

※森林の所有者に関する情報を、本人の同意を得て提供可能

支援

支援

## 1. 林業経営体への集積・集約化を進める新たな仕組み(集約化構想制度)の運用について

- (1)集約化構想の作成・実行までの流れ
- (2)適合事業者の公募・公表等(法第44条)
- (3)協議の場(法第45条)
- (4)集約化構想の作成(法第43条)
- (5)集約化構想の特例等(法第46条～第50条)
- (6)権利集積配分一括計画(法第51条～第53条)

## 2. 市町村事務負担の軽減

- (1)共有林の権利設定に係る同意要件の緩和(法第4条第5項(法第51条第5項第3号))
- (2)共有者不明森林等に権利設定をする場合の特例手続の緩和
- (3)「経営管理支援法人」制度の創設(法第57条～第61条)

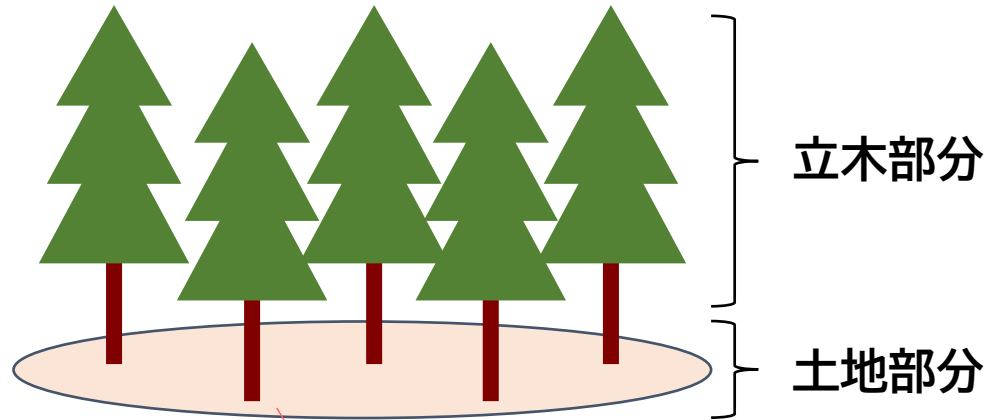
# (1) 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和 (法第4条第5項 (法第51条第5項第3号))

- 経営管理権集積計画、権利集積配分一括計画によって、市町村に「経営管理権」を設定する際、
- ① 対象となる森林が「共有林」であること
  - ② 経営管理の内容が「間伐」「間伐材の販売」「保育」に限定されていること
  - ③ 経営管理権の存続期間が50年を超えないこと
- } 間伐等経営管理権
- に該当する場合には、その同意要件を「関係権利者の全員」から、所有権を有する者については、  
**「対象森林の立木竹・土地のそれぞれについて、1/2超の共有持分を持つ者」の同意で足りる旨緩和**しました。

## ■ 共有林のイメージと要件

集積計画対象森林/  
一括計画対象森林

A	B	B
共有林	A	B
C	C	B
C	C	A



それぞれの共有者の  
持分の1/2超の同意に  
より権利設定が可能

- 経営管理について(間伐等経営管理権)
- ① その内容が「間伐」「間伐材の販売」「保育」に限定されていること
  - ② 経営管理権の存続期間が50年を超えないこと

💡 なお、仮に、立木と土地の所有者(共有者)が異なる場合、立木所有者は、当該土地に使用権等を有している場合が多く、その場合には、「使用貸借による権利・・・を有する者」として、全員同意が必要となります。

# (1) 共有林の権利設定に係る同意要件の緩和 (法第4条第5項 (法第51条第5項第3号))

- 今般の同意要件の緩和は、民法の管理行為の規定等を参考に措置しましたが、民法では、一般的に、
  - ① 財産的価値を向上させる「間伐」や「保育」は「管理」に該当する一方で
  - ② 間伐による木材を搬出・販売することは「処分(変更)」に該当するという考え方もある中
 森林経営管理法では、間伐に伴う木材販売も含めて実施可能なよう措置したものです。
- なお、同意を得るに当たり、市町村は、その同意を得る者を任意に選択することができます。そのため、立木竹及び土地のそれぞれの持分の1/2超の同意があれば、共有者のうちに宛先不明者、連絡がつかない者、当該経営管理権集積計画に対する不同意者がいたとしても、権利設定は可能です。
- 一方で、明確な反対者がいるにもかかわらず、権利設定をすることは望ましくはありませんので、そのような場合には、間伐等の実施の必要性を丁寧に説明し、理解醸成を図っていくことや、共有者による持分買取りにより反対者との共有状態の解消を図ることが考えられます。

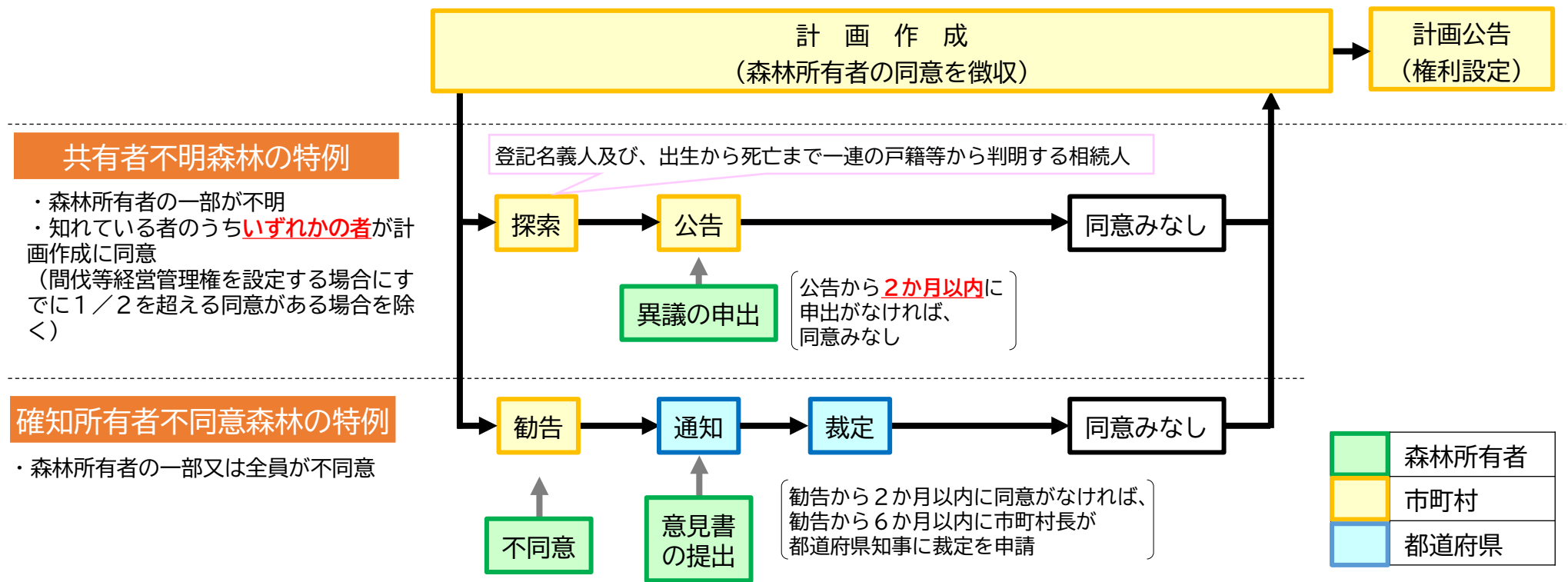
【参考:民法の管理行為に関する規定】  
(共有物の変更)

- 第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。
- 2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

(共有物の管理)

- 第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。
- 2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。
- 一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
  - 二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。
- 3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。
- 4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下この項において「賃借権等」という。)であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。
- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年
  - 二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
  - 三 建物の賃借権等 三年
  - 四 動産の賃借権等 六箇月
- 5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

- これまで共有者不明森林に係る特例の要件を「知っている者の全員の同意」としていたため、知っている共有者（確知共有者）の一部に不同意者がいた場合、その特例の手続の前に確知所有者不同意の特例の手続を行う必要がありました。
- 今般、この要件を緩和し、「知っている者のうち**いずれかの者の同意**」としたことで、**共有者不明森林の特例と確知所有者不同意森林の特例の両方の手続を同時に活用可能**としました。



■	森林所有者
■	市町村
■	都道府県

## (参考) 要件緩和に関する条文 (法第4条、第10条)

## 第四条

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

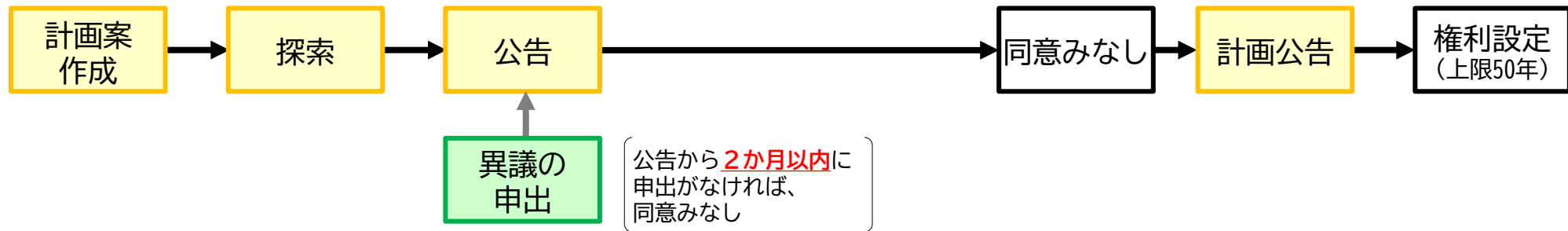
第十条 市町村は、経営管理権集積計画(存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。)を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないものがあり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき(当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。)は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないものの探索を行うものとする。

(2) 共有者不明森林等に権利設定をする場合の特例手続の緩和  
公告期間の短縮（法第11条・第25条）

- 所有者がわからない森林への権利設定を迅速に行えるよう、共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例の公告期間を6か月から2か月に短縮しました。

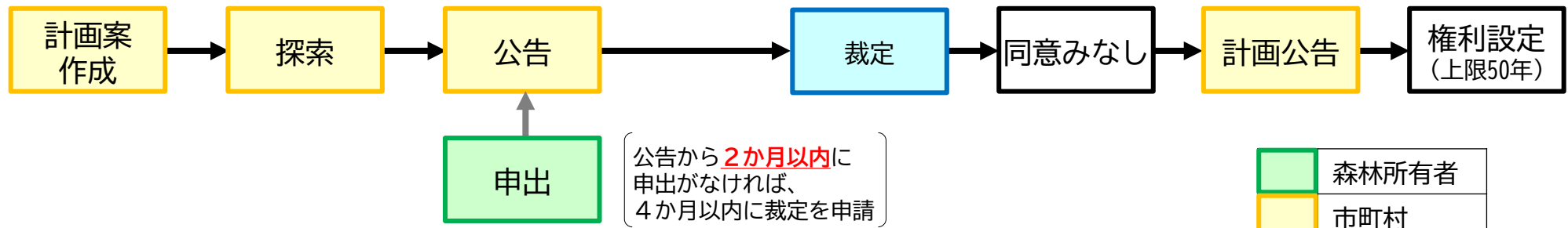
共有者不明森林の特例

- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている者のうち**いずれかの者**が計画作成に同意  
(ただし、間伐等経営管理権を設定する場合にすでに1/2を超える同意がある場合を除く)



所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

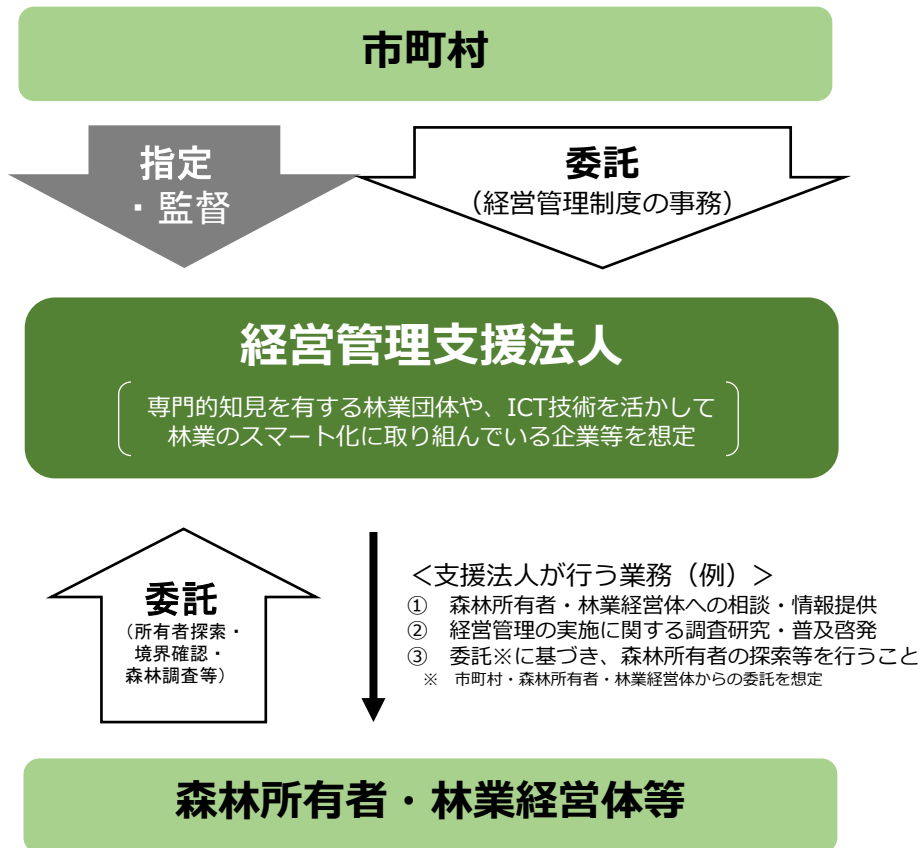


	森林所有者
	市町村
	都道府県

※ 改正法施行日（令和8年4月1日を予定）前に公告を開始した場合には、施行日後においても従前の公告期間が適用されます。

- 多くの市町村において森林・林業政策の体制が十分でない中、専門的知見・ノウハウを有する法人に業務を委託して、制度を推進している事例が見られています。
- こうした法人によるサポートをより行いやすくするため、市町村が当該法人を任意で「経営管理支援法人」として指定する仕組みを創設しました。
- 当該法人が、委託を受けるなどして「森林所有者からの相談対応やマッチング」「境界明確化」「森林所有者の探索」「森林調査」等の事務を実施することで、市町村の事務負担の軽減を図ります。

## ■制度イメージ



## ■経営管理支援法人の対象

- ・ 森林所有者による経営管理の実施や市町村による円滑な経営管理が行われるようにするための取組を支援する活動を行う法人  
(具体的なイメージ)
- ・ 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
- ・ 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
- ・ ICT技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業

## ■市町村の制度運用を支援する取組の例

### 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構(栃木県)

- ・ 森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



GNSSを活用した境界調査

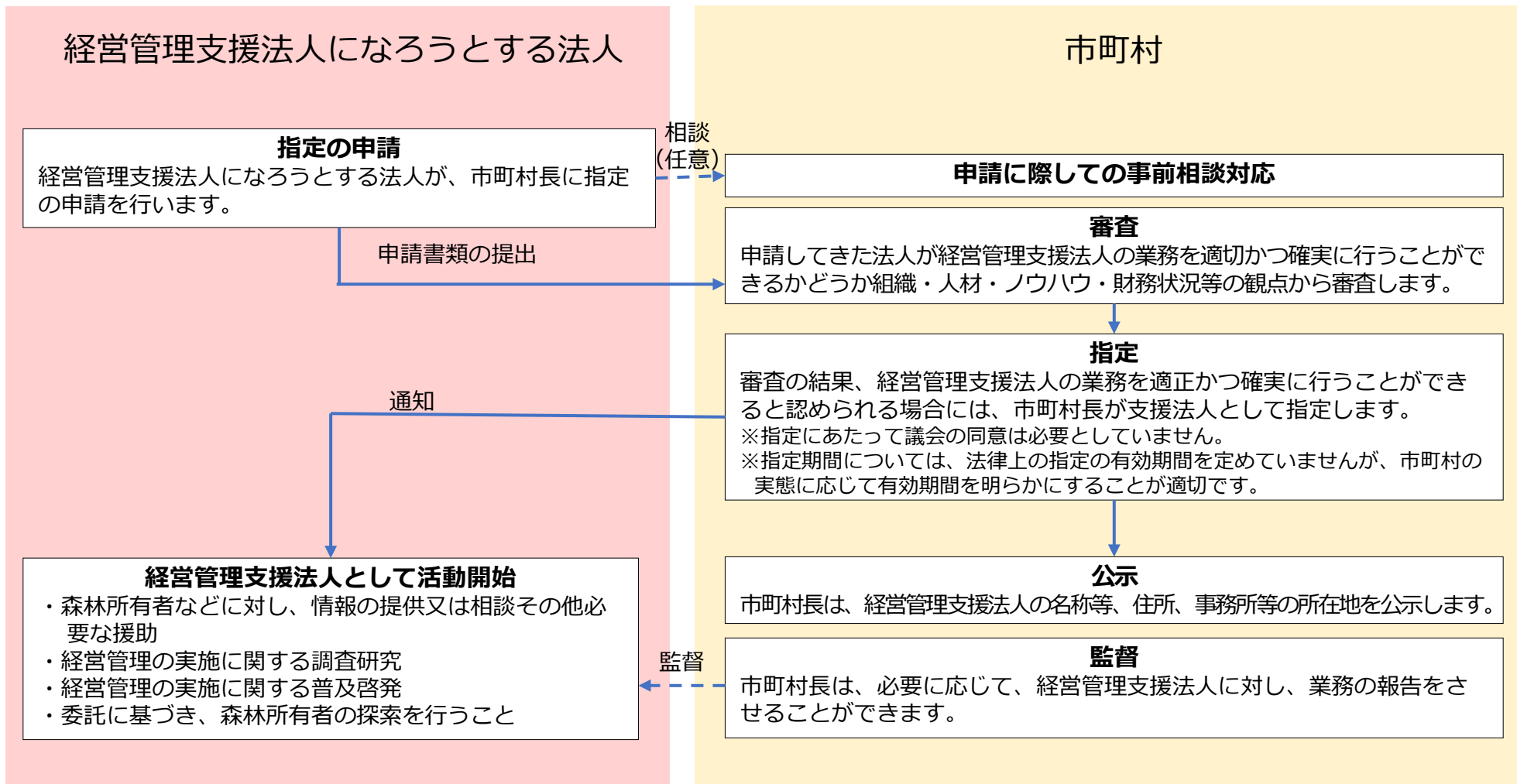
### 一般社団法人やましごと工房(徳島県美馬市・つるぎ町など)

- ・ 森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。



空中写真から森林資源状況を解析

# 経営管理支援法人の指定の手続（法第57条、第59条）



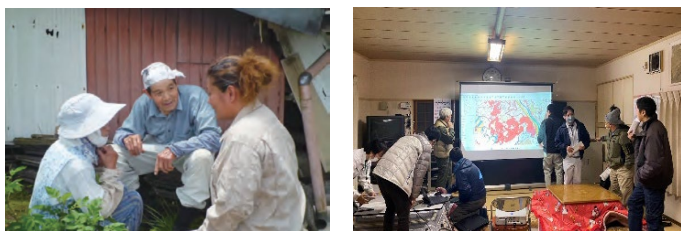
# 経営管理支援法人の業務（法第58条）

- 経営管理支援法人は、委託等により「森林所有者からの相談対応、マッチング」「境界明確化」「森林所有者の探索」「森林調査」等の業務を実施し、市町村事務を支援します。
- 経営管理支援法人は条文に記載された事務の全てを行わなければならないものではなく、一部でも可能です。また、これ以外の業務を行うことも妨げられません。
- 一市町村において複数の経営管理支援法人を指定することも可能です。
- なお、経営管理支援法人の指定は任意で、指定を受けなければ市町村からの委託を受けられなくなるものではありません。

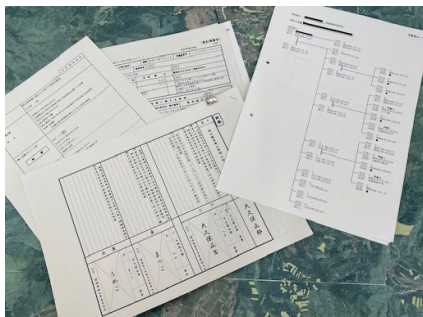
## ■経営管理支援法人の業務のイメージ

### （業務①：森林所有者等からの相談・情報提供）

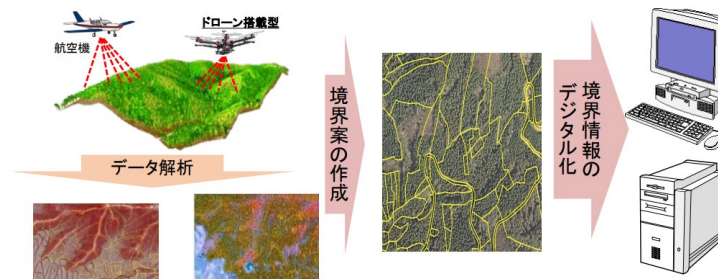
※ 森林を手放すことを希望する所有者と森林取得を希望する者のマッチング業務を含む



### （業務③：森林所有者の探索）



### （業務②：森林の土地の境界の明確化）



### （業務④：森林の経営管理の状況調査）

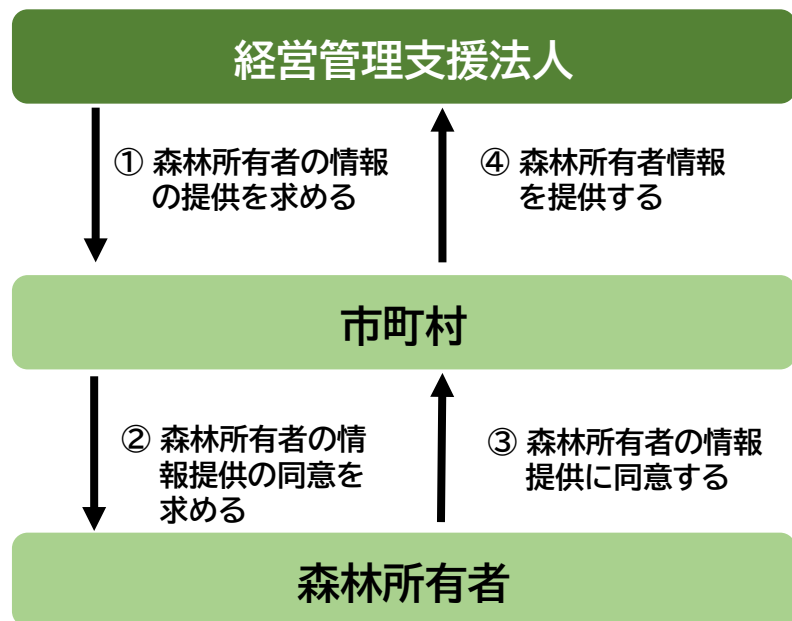


経営管理支援法人に指定されることにより、公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上、円滑な業務実施が図られます。

# 経営管理支援法人への情報提供（法第60条第2項～第4項）

- 経営管理支援法人は、林業経営体等からの委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者の探索を行うため森林所有者を知る必要がある場合、森林所有者の情報の提供を市町村に求めることができます。
- その場合、市町村は、森林所有者の情報を経営管理支援法人に提供してよいか本人に同意を得る必要があります。
- 市町村は、森林所有者本人の同意を得た場合には、経営管理支援法人に当該情報を提供します。

## ■ 手続の流れ



## ■ 提供可能な個人情報

### (1)提供可能な個人情報の対象者

- ・ 現に経営管理が行われていない森林の森林所有者

### (2)提供可能な個人情報の内容

- ・ 現に経営管理が行われていない森林の森林所有者の探索に必要な限度に関する情報（(1)の者の氏名、住所、連絡先等）

※ 市町村等（林務担当部局）が把握しているもの。具体的には林地台帳や森林簿等の情報が考えられます。

※ 提供につき、**本人の同意取得は必要**（法第60条第3項）。

※ 情報提供の際の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りるとされています（法第60条第4項）。この規定は、所在が判明していない者についても市町村が探索し、同意を取得しにいく必要はないことを明らかにしたものです。所在が判明していない者についての情報については、本人の同意が得られないため、市町村から経営管理支援法人に提供することはできません。

※ **市町村が支援法人に業務委託を行う場合は**、通常、委託契約の中で守秘義務等を定めた上で所有者関連情報を提供できると考えられるため、この規定を使う必要は基本的にありません。

# 経営管理支援法人による集積計画・集約化構想の作成申出（法第61条）

- ▶ 経営管理支援法人は、森林の経営管理の実施に関する相談を受けて、当該森林の経営管理の観点から森林経営管理制度を活用して経営管理を行った方がよいなどと考えられる場合には、集積計画や集約化構想の作成について、市町村に申出を行うことができます。
  - ▶ 申出は、市町村に対して、希望する森林を特定した申出書を提出することにより行います。
  - ▶ 市町村は、申出を踏まえ、集積計画・集約化構想を作成するか等を検討します。
- ※ 申出があった場合に、必ずしも集積計画・集約化構想を作成しなければならないものではありません。

## ■ 手続の流れ

経営管理支援法人

申出書を提出  
(対象森林を特定)

市町村

## ■ 集積計画/集約化構想作成の申出のイメージ>

集積計画/集約化構想作成申出書

年 月 日

C町長 殿

申出者

集積計画/集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

- 1 申出者  
名称 何某  
所在 何某
- 2 集積計画/集約化構想の作成を希望する森林  
C町大字D 43林班  
別添地図の森林
- 3 その他参考となるべき事項



## (参考) 要件緩和に関する条文 (法第4条、第10条)

## 第四条

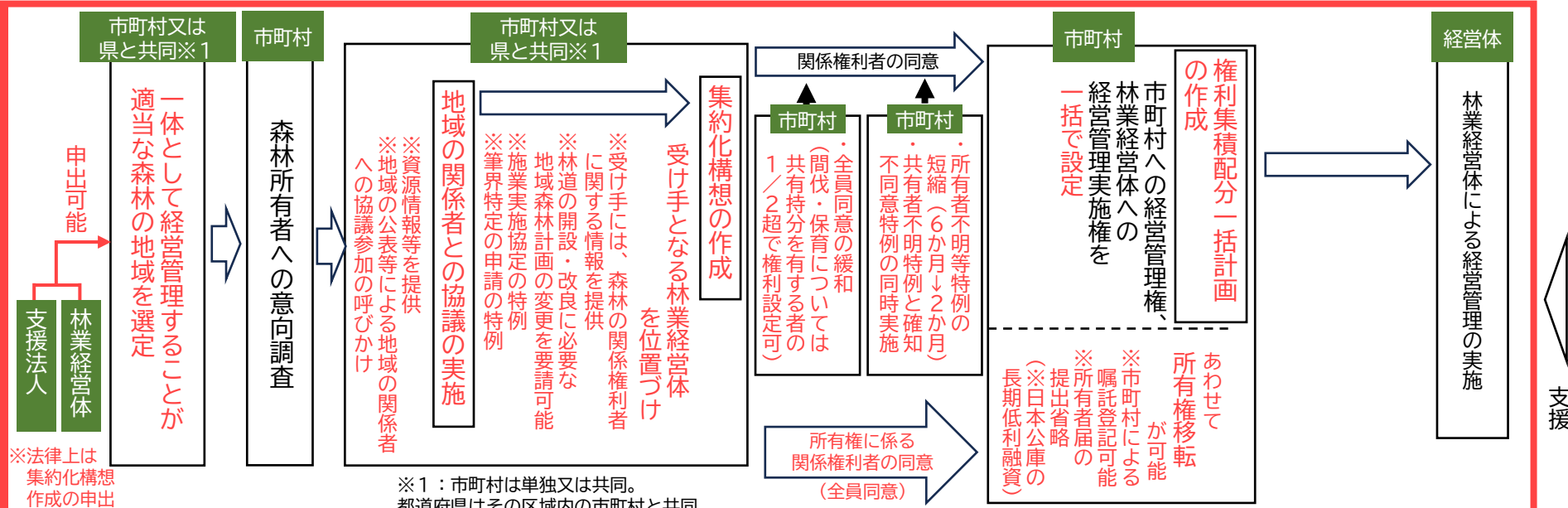
5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

第十条 市町村は、経営管理権集積計画(存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。)を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないものがあり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき(当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。)は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないものの探索を行うものとする。

# 改正法の概要

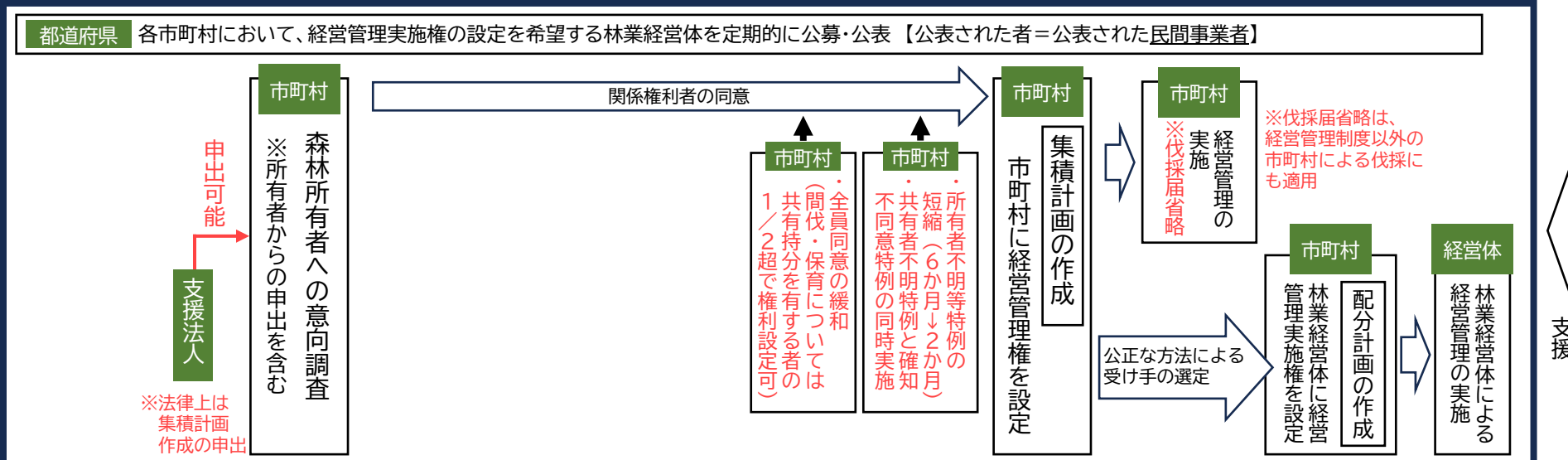
※ 赤字：改正事項

新たな仕組み



都道府県 各市町村において、集約化構想に位置付けられることを希望する林業経営体を定期的に公募・公表【公表された者＝適合事業者】

現行の仕組み（維持）



都道府県 各市町村において、経営管理実施権の設定を希望する林業経営体を定期的に公募・公表【公表された者＝公表された民間事業者】

新設  
市町村  
経営管理支援法人の指定

※森林の所有者に関する情報を、本人の同意を得て提供可能

支援